

解禁：令和6年12月27日（金）アドレク終了後

新聞 令和6年12月28日（土）朝刊

令和6年12月27日
 老健局高齢者支援課
 課長 峰村 浩司
 高齢者虐待防止対策専門官
 乙幡 美佐江
 係員 大西 一輝
 (代表電話) 03(5253)1111(内線 3995)
 (直通電話) 03(3595)2888

報道関係者 各位

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表します

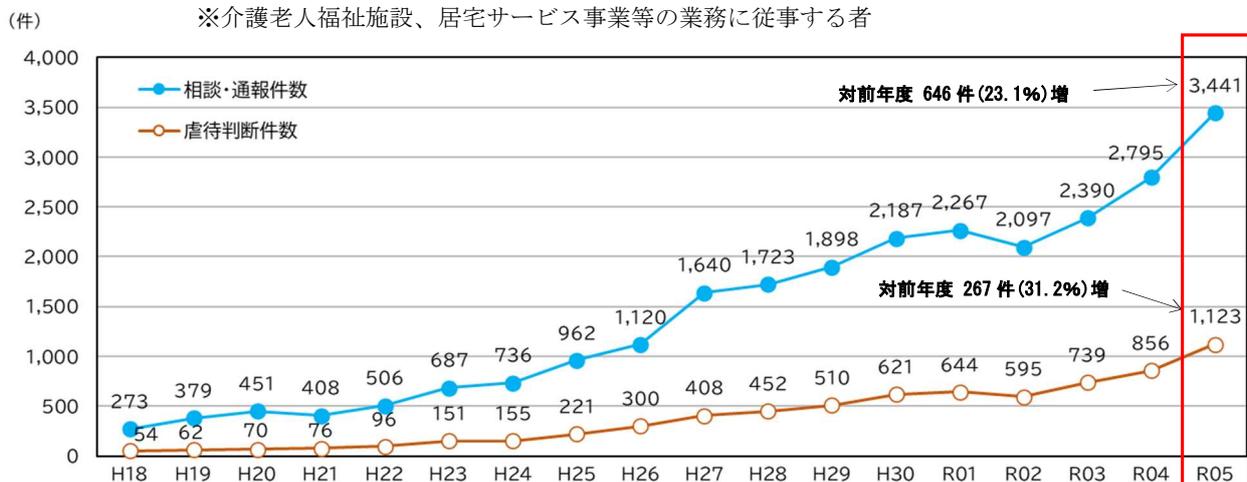
厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく令和5年度の調査結果を取りまとめましたので、公表します。

この調査は、平成18年4月に施行された高齢者虐待防止法に基づき、平成19年度から毎年度行われており、全国の市町村及び都道府県で行われた高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

【調査結果（相談・通報件数等）】

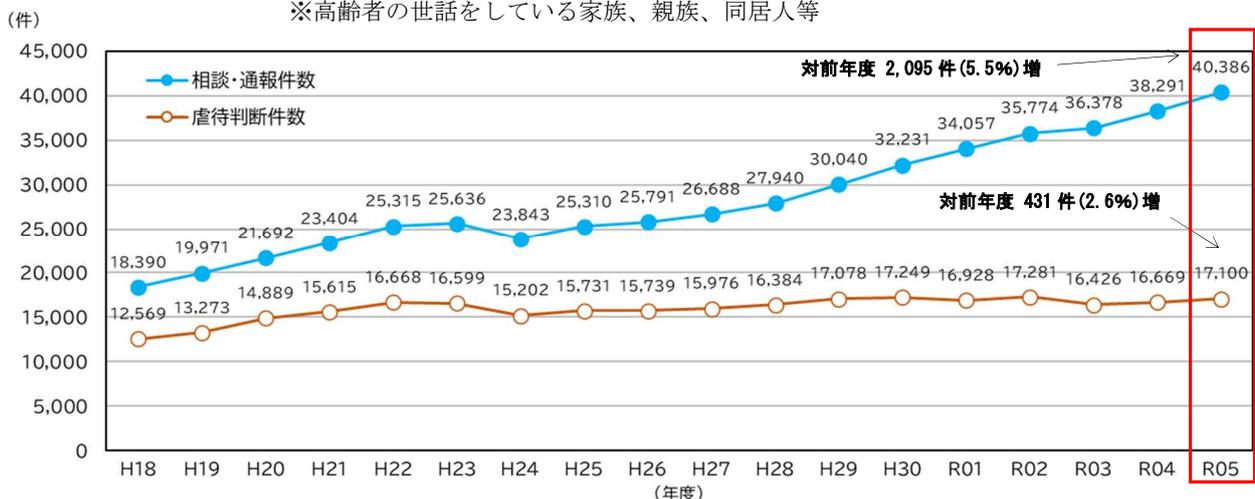
養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



養護者(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等



【主なポイント】

■養介護施設従事者等（※）による虐待

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、3,441件（対前年度646件(23.1%)増）。※過去最多で3年連続増加
虐待判断件数は、1,123件（対前年度267件(31.2%)増）。※過去最多で3年連続増加
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員（28.7%）が最も多く、当該施設管理者等（16.7%）、家族・親族（15.2%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（51.3%）が最も多く、心理的虐待（24.3%）、介護等放棄（22.3%）、経済的虐待（18.2%）、性的虐待（2.7%）の順。
- 虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が（77.2%）で最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」が（67.9%）、「職員の倫理観・理念の欠如」が（66.8%）の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム（31.3%）が最も多く、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）（28.0%）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）（13.9%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、5件（5人）。

■養護者（※）による虐待

※高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

- 相談・通報件数は、40,386件（対前年度2,095件(5.5%)増）。※過去最多で11年連続増加
虐待判断件数は、17,100件（対前年度431件(2.6%)増）。※横ばい傾向
- 相談・通報者の内訳は、警察（34.3%）が最も多く、介護支援専門員（24.8%）、家族・親族（7.5%）の順。
- 虐待の種別は、身体的虐待（65.1%）が最も多く、心理的虐待（38.3%）、介護等放棄（19.4%）、経済的虐待（15.9%）、性的虐待（0.4%）の順。
- 虐待者の続柄は、息子（38.7%）が最も多く、夫（22.8%）、娘（18.9%）の順。
- 虐待の発生要因は、「被虐待者の状態」として「認知症の症状」（56.4%）が最も多く、「虐待者側の要因」として「介護疲れ・介護ストレス」（54.8%）、「理解力の不足や低下」（47.7%）の順。
- 虐待等による死亡事例は、27件（27人）。

■今年度の調査結果の傾向分析

- 今年度の調査結果では、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合(資料1, p2 図3) や再発事案(資料2, p5 表9) の増加が確認された。
- 養介護施設従事者等による虐待判断件数が増加した要因は、適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待、心理的虐待、介護等放棄が増加したことや、有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護で件数が増加したこと等が考えられる(資料2, p34-36)。
- 被虐待者数でみると、入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等の経済的虐待の増加が確認されたが(資料1, p4 図4)、前年度と比べ1件当たりの被虐待者が多い事案が多くあったためと考えられる。また、特別養護老人ホームでは経済的虐待と心理的虐待が、有料老人ホームでは適正な手続きを経ていない身体的拘束等や経済的虐待が増加していることが確認された(資料2, p32-33)。

■調査結果を受けた対応と今後の対応

(1) 高齢者施設等の関係団体との連携強化

- 施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、本日付で、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について(要請)」(別添資料)を発出し、以下の事項について改めて会員施設・事業所への周知を図るとともに、分析結果を踏まえた虐待防止措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請することとした。
 - ① 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置等について
 - 今年度から虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算していること(研修等の未実施は来年度から適用)
 - 今年度から訪問・通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録について義務付けていること
 - 今年度から短期入所・多機能系サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算すること(1年間の経過措置期間あり) 等
 - ② 施設・事業所における適切な金銭管理等について

(2) 調査研究の結果の公表等及び「高齢者虐待対応マニュアル」*の改訂

- 今年度の「高齢者虐待の実態把握のための調査研究事業」において、虐待の詳細な要因分析や、虐待が再発した施設・事業所の改善計画書・改善報告書の分析を行っており、その結果を報告書としてとりまとめ、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。あわせて、報告書の内容を踏まえ、自治体向けに取組の強化を求める通知を発出予定。
- さらに、年度内に「高齢者虐待対応マニュアル」*を改訂し、虐待対応におけるQ&Aの充実、研修等に活用できる資料の作成するとともに、昨年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を「高齢者虐待対応マニュアル」*の別冊とするなど再構築を行い、年度末に厚生労働省のホームページにて公表予定。

*「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(令和5年3月改訂)

これらの取組を通じて、自治体・関係団体と連携し、自治体による早期発見や適切な指導を促進するとともに、施設・事業所における高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めてまいりたい。

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、令和5年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国1,741市町村（特別区を含む。）及び47都道府県。

【令和5年度調査方法】

令和5年度中に新たに相談・通報があった事例や令和4年度中に相談・通報があったもののうち、令和5年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100％に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが令和5年度で1,123件であり、前年度より267件（31.2％）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは17,100件であり、前年度より431件（2.6％）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者等によるものが3,441件であり、前年度より646件（23.1％）増加したのに対し、養護者によるものは40,386件であり、前年度より2,095件（5.5％）増加した。虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合の推移をみると、養介護施設従事者等による虐待件数の割合は増加傾向にあり、養護者による虐待件数の割合は減少傾向にある。表1、図1～図3【2～6P、12～14P】

表1 高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和4年度対比）

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)
令和5年度	1,123件	3,441件	17,100件	40,386件
令和4年度	856件	2,795件	16,669件	38,291件
増減(増減率)	267件(31.2%)	646件(23.1%)	431件(2.6%)	2,095件(5.5%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

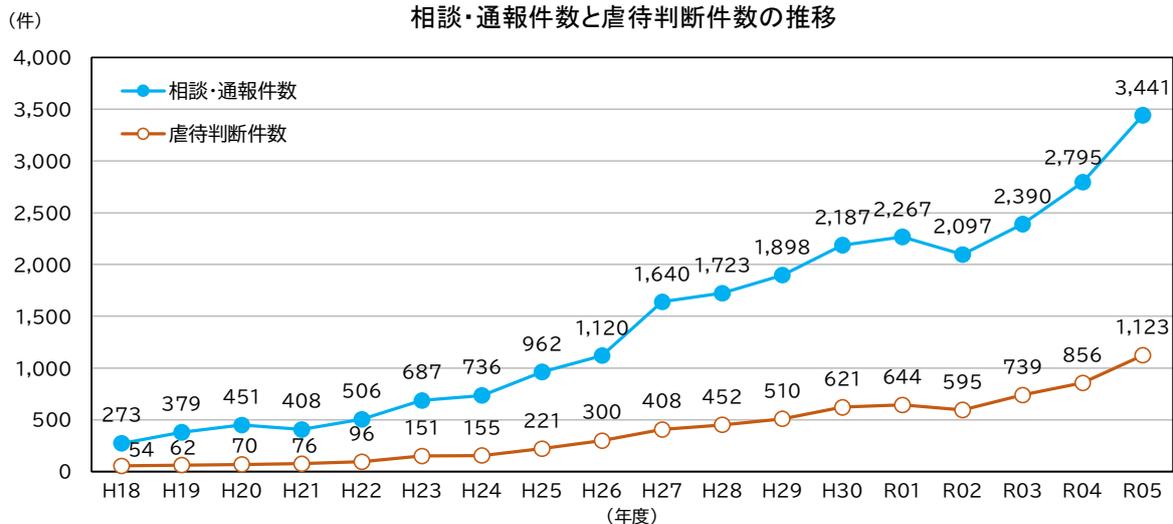


図2 養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

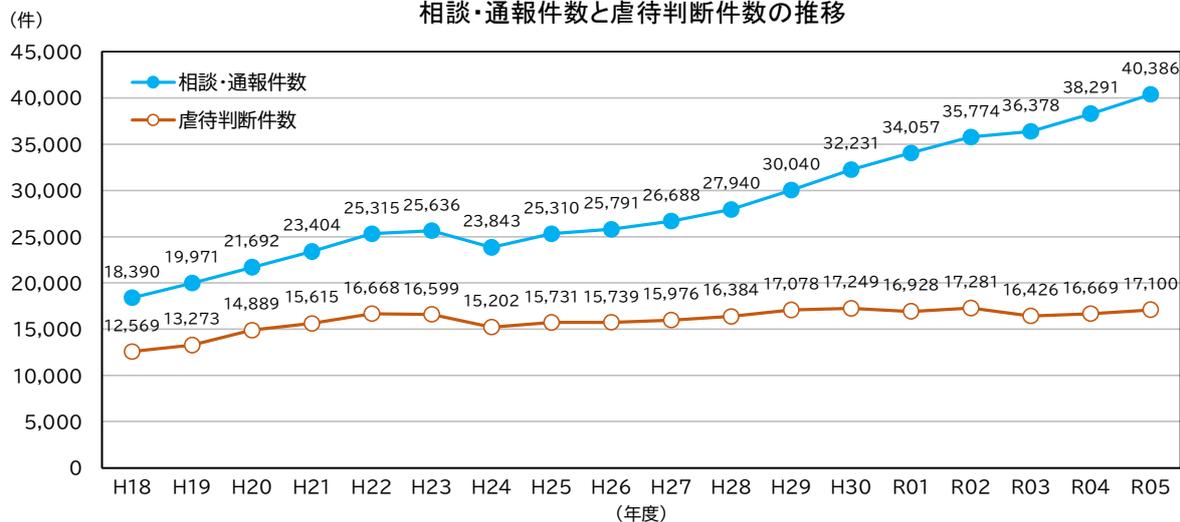
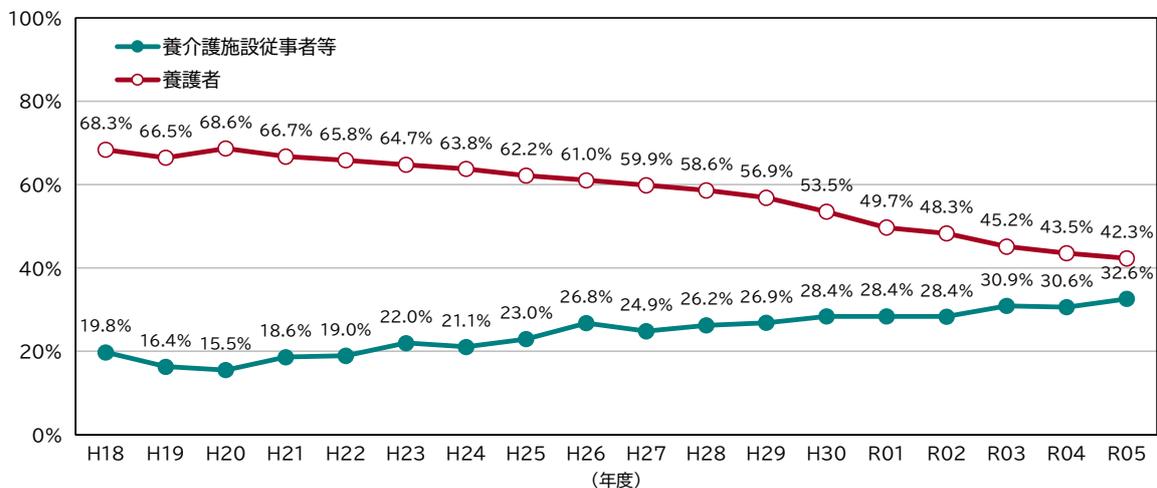


図3 虐待の相談・通報件数に占める
虐待判断件数割合の推移



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 3,917 人のうち、「当該施設職員」が 1,125 人 (28.7%) で最も多く、次いで「当該施設管理者等」が 654 人 (16.7%) であった。(複数回答)【2～3P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 3,441 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 5 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 42 日であった。【4P】

(3) 虐待の発生要因

「虐待を行った職員の課題」区分に含まれる項目が上位を占めた。同区分内「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が 867 件 (77.2%) で最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」が 763 件 (67.9%)、「職員の倫理観・理念の欠如」が 750 件 (66.8%)、「職員の性格や資質の問題」が 749 件 (66.7%)、「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」が 714 件 (63.6%) であった。【4P】

(4) 過去の指導等

虐待の事実が認められた 1,123 件の施設・事業所のうち、296 件 (26.4%) が過去何らかの指導等（虐待以外の事案に関する指導等を含む）を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 215 件 (19.1%) あった。【5P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の状況

○ 種別は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が 352 件 (31.3%) で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 315 件 (28.0%)、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が 156 件 (13.9%)、「介護老人保健施設」が 114 件 (10.2%) であった。【7P】

○ 虐待防止に関する取組状況は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」が 843 件 (75.1%) で最も多く、次いで「虐待防止委員会の設置」が 725 件 (64.6%)、「虐待防止に関する指針の整備」が 607 件 (54.1%) であった。【7P】

(6) 虐待の内容

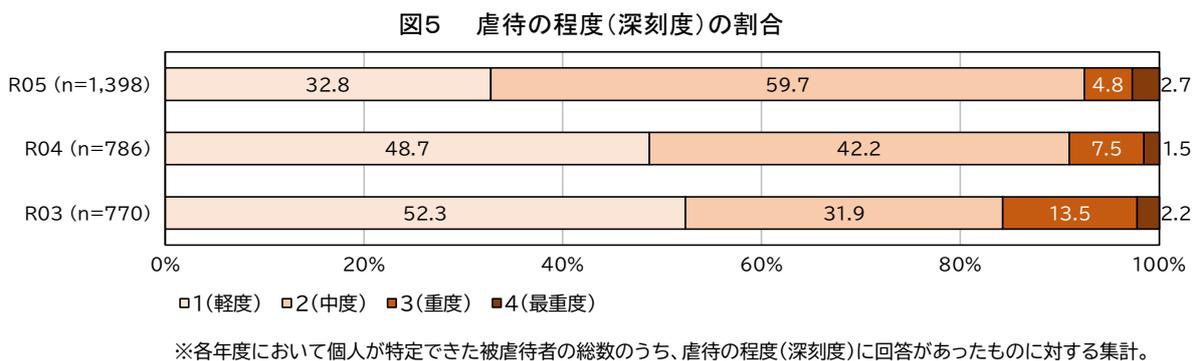
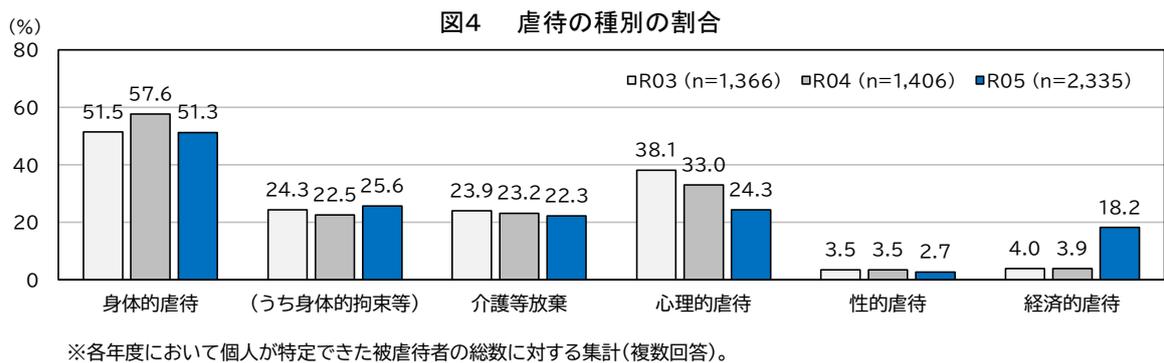
○ 養介護施設従事者等による被虐待高齢者として特定された 2,335 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 1,198 人 (51.3%) で最も多く、次いで「心理的虐待」568 人 (24.3%)、「介護等放棄」521 人 (22.3%) であった。(複数回答) 【7～8P】

○ 被虐待高齢者 2,335 人のうち、「身体拘束あり」は 598 人 (25.6%) であった。【8P】

○ 虐待の程度（深刻度）の割合では、「2（中度）」が 835 人 (59.7%) と最も多く、次いで「1（軽度）」が 458 人 (32.8%)、「3（重度）」が 67 人 (4.8%)、「4（最重度）」が 38 人 (2.7%) の順であった。【8P】

※ 「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 1,398 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 2,335 人と一致しない。

○ 高齢者の死亡事例は 5 件 (5 人) であった。【6P】

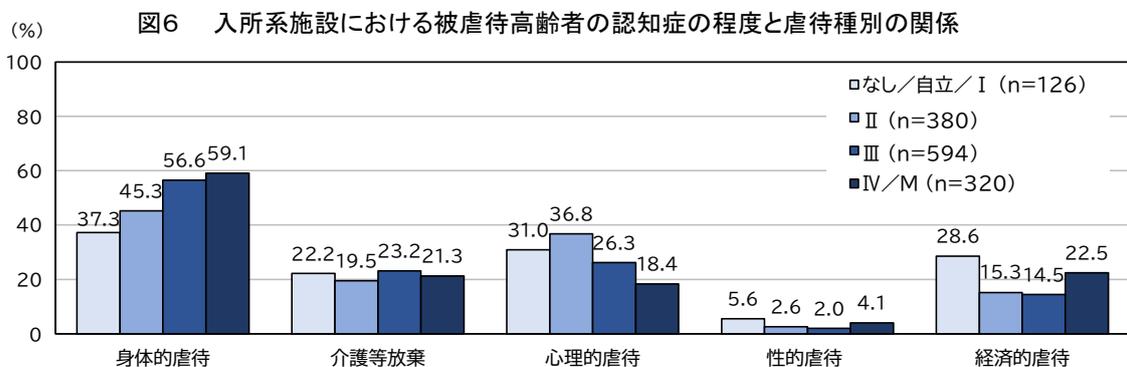


(7) 被虐待高齢者の状況

- 被虐待高齢 2,335 人のうち、「女性」が 1,673 人 (71.6%) を占め、年齢は 90～94 歳が 512 人 (21.9%)、85～89 歳が 497 人 (21.3%)、であった。また、要介護度 3 以上の者が 1,628 人 (69.7%)、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者が 1,705 人 (被虐待高齢者全体の 73.0%、「認知症の有無が不明」を除いた場合 92.2%)、障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度) A 以上の者が 1,292 人 (55.3%) であった。【8～10P】

(認知症との関係)

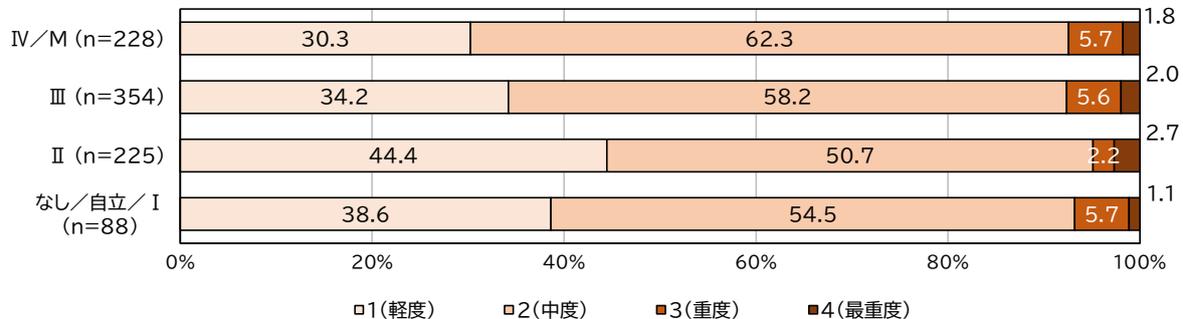
- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係を見ると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度「Ⅳ/M」の場合、身体的虐待を受けている割合が高く、心理的虐待を受けている割合が低い傾向がみられた。図6【29P】



※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、すべての区分で「2（中度）」が最も多くなっていた。【図7】【29P】

図7 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

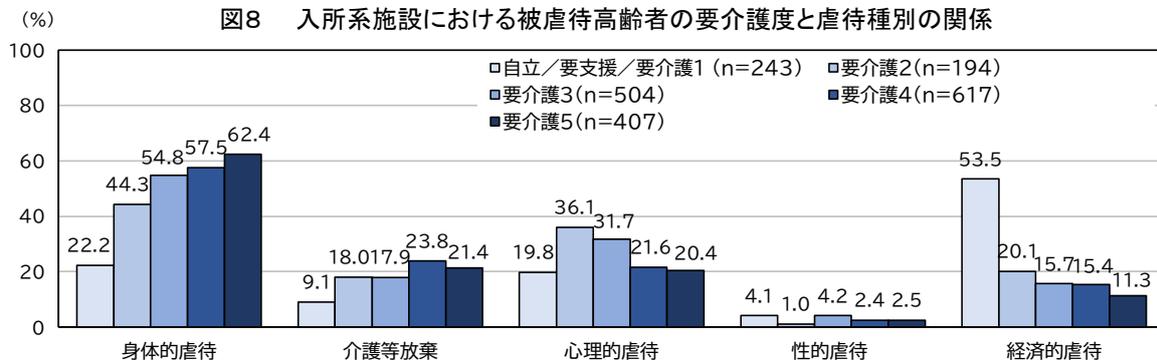


※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「要介護4」や「要介護5」では身体的虐待を受けている割合が高く、「要介護2」や「要介護3」では心理的虐待を受けている割合が高い傾向がみられた。また、「自立/要支援/要介護1」では経済的虐待を受けている割合が高い傾向がみられた。【図8】【30P】

図8 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

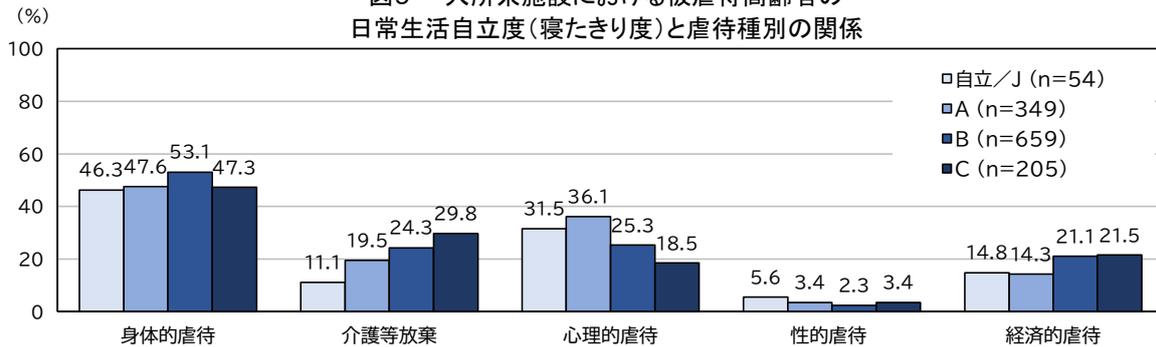


※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースを除く。

(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、日常生活自立度(寝たきり度)が「C」では介護等放棄を受けている割合がもっとも高く、心理的虐待を受けている割合がもっとも低かった。【図9】【30P】

図9 入所系施設における被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待種別の関係

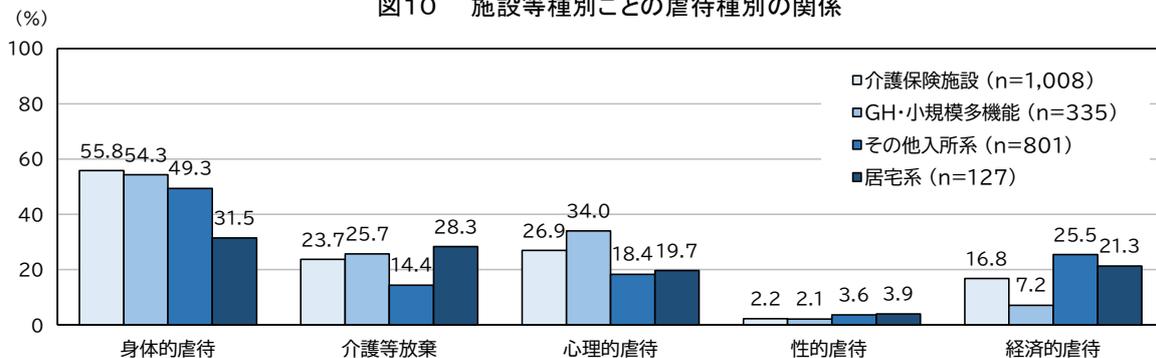


※「入所系施設」は介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースを除く。

(施設種別との関係)

- いずれの施設種別においても「身体的虐待」が含まれる割合が最も高いが、「居宅系」では「介護等放棄」と拮抗している。
- 「介護保険施設」では全体に比して被虐待高齢者において「身体的虐待」「心理的虐待」が含まれる割合が高い。
- 「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では全体に比して「心理的虐待」が含まれる割合が高く、「経済的虐待」が含まれる割合が低い。
- 「その他入所系」では全体に比して「介護等放棄」「心理的虐待」が含まれる割合が低い一方「経済的虐待」が含まれる割合が高い。
- 「居宅系」では全体に比して「身体的虐待」が含まれる割合が低い。 図10 【31P】

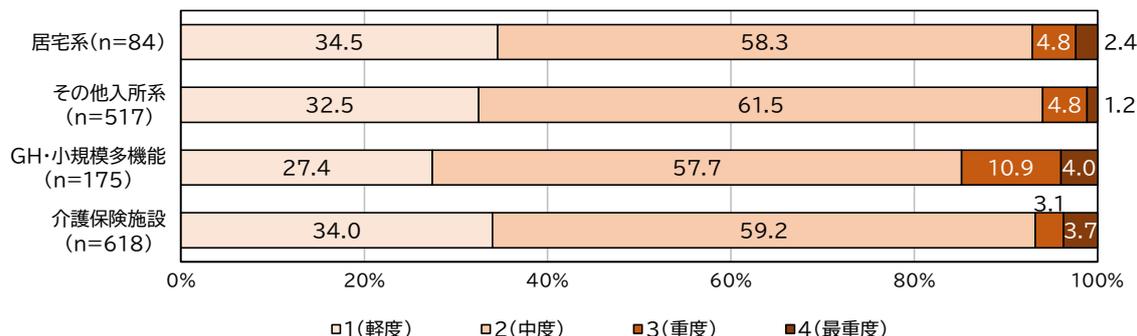
図10 施設等種別ごとの虐待種別の関係



※被虐待高齢者ごとに集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

- 「施設種別」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、全体に比して、「介護保険施設」では「4(最重度)」の割合が高く、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では「3(重度)」の割合が高い傾向がみられた。 図11 【37P】

図11 施設等種別と虐待の程度(深刻度)の関係

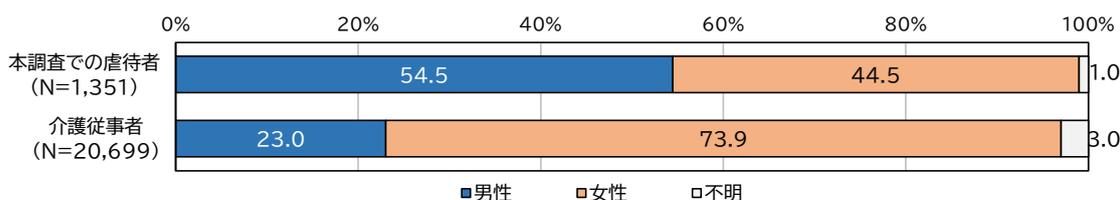


※被虐待高齢者ごとに、虐待の程度(深刻度)に回答があったものを集計。「その他入所系」は有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

(8) 虐待を行った養介護施設従事者等(虐待者)の状況

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者 1,351 人のうち、年齢は「40～49 歳」が 206 人 (15.2%)、「60 歳以上」が 205 人 (15.2%)、「50～59 歳」が 204 人 (15.1%)、「30～39 歳」が 184 人 (13.6%)、「30 歳未満」が 137 人 (10.1%) であった。職種は「介護職」が 1,119 人 (82.8%) であった。【10P】
- 虐待者の性別は、「男性」が 736 人 (54.5%)、「女性」が 601 人 (44.5%) であった。【10P】
- 虐待者の男女比については、介護従事者全体(介護労働実態調査)に占める男性の割合が 23.0%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 54.5%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。図12【37P】

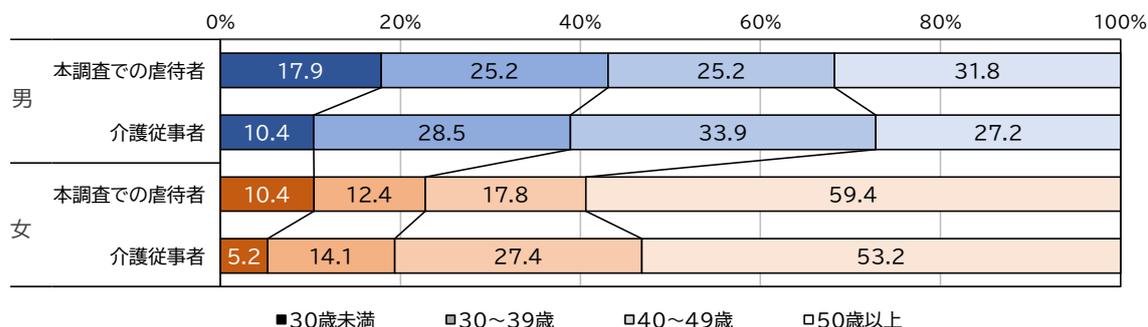
図12 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較



※(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和5年度介護労働実態調査(介護労働者の就業実態と就業意識調査)』による。

- 虐待者の男女別年齢を介護従事者全体と比較すると、男性・女性のそれぞれで「30 歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。図13【37P】

図13 虐待者と介護従事者の性別と年齢の比較



※性別・年齢は「不明」を除く。(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和5年度介護労働実態調査(介護労働者の就業実態と就業意識調査)』による。

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善勧告、指定効力の停止等の対応が取られていた。【11P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 42,850 人のうち「警察」が 14,682 人 (34.3%) で最も多く、次いで「介護支援専門員」が 10,607 人 (24.8%)、「家族・親族」が 3,209 人 (7.5%) であった。【12P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 40,386 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

○ 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの中央値は 4 日であった。【13P】

○ 相談・通報件数 41,747 件 (令和 4 年度に相談・通報があったもののうち、令和 5 年度中に事実確認を行ったものを含む。)について市町村が事実確認を行った事例 39,283 件 (94.1%) のうち、「訪問調査」が 25,147 件 (60.2%)、「関係者からの情報収集」が 13,991 件 (33.5%)、「立入調査」が 145 件 (0.3%) において実施された。【13P】

(3) 虐待の発生要因

被虐待者の「認知症の症状」が 9,639 件 (56.4%)、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」が 9,376 件 (54.8%)、「理解力の不足や低下」が 8,162 件 (47.7%)、「知識や情報の不足」が 7,960 件 (46.5%)、「精神状態が安定していない」が 7,855 件 (45.9%)、「介護力の低下や不足」が 7,836 件 (45.8%) であった。(複数回答) 【14~15P】

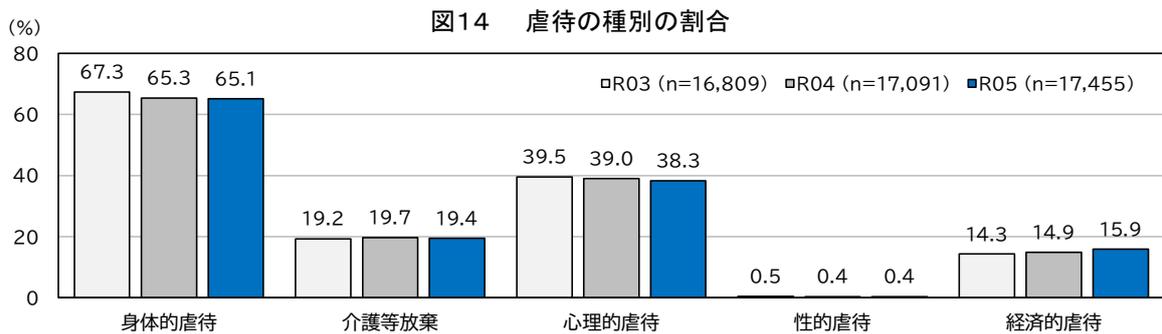
(4) 虐待の内容

○ 養護者による被虐待高齢者の総数 17,455 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」

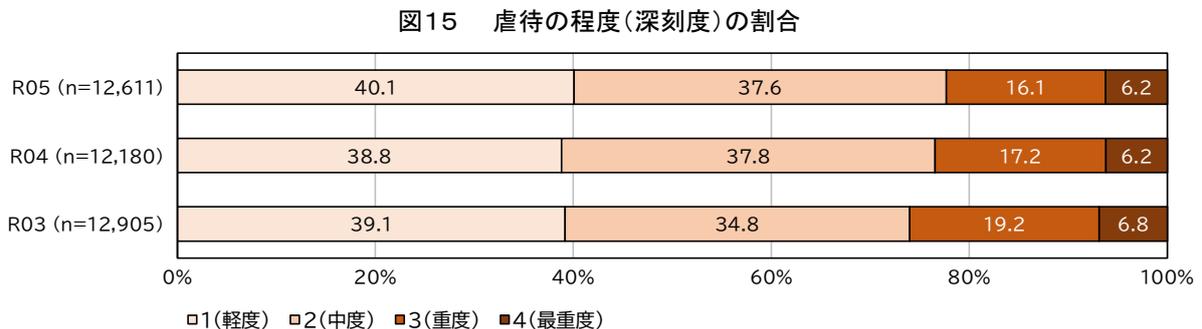
が11,362人(65.1%)で最も多く、次いで「心理的虐待」が6,680人(38.3%)、「介護等放棄」が3,393人(19.4%)、「経済的虐待」が2,773人(15.9%)であった。(複数回答) 図14【15P】

- 虐待の程度(深刻度)の割合は、「1(軽度)」が5,053人(40.1%)と最も多く、次いで「2(中度)」が4,748人(37.6%)、「3(重度)」が2,025人(16.1%)、「4(最重度)」が785人(6.2%)を占めた。図15【16P】

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者12,611人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数17,455人と一致しない。



※各年度における被虐待者の総数について、被虐待高齢者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計。



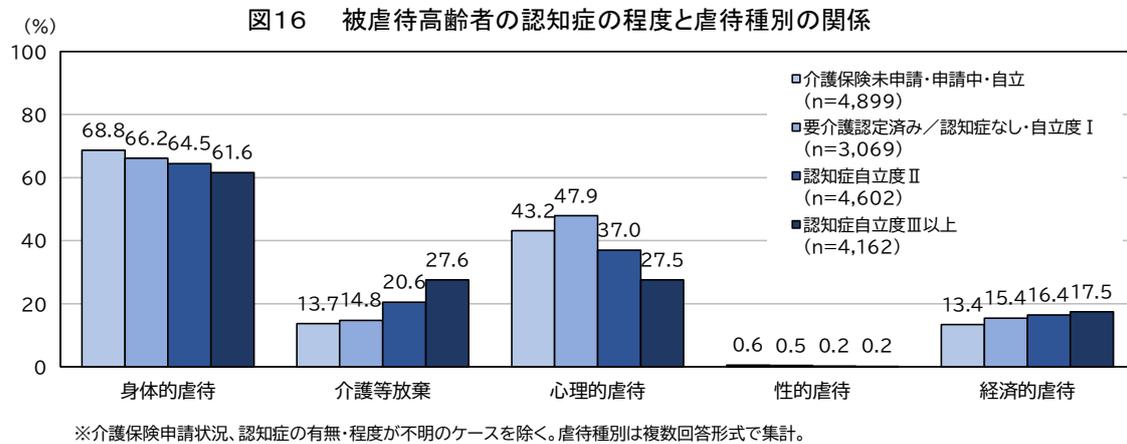
※各年度における被虐待者の総数のうち、虐待の程度(深刻度)に回答があったものに対する集計。

(5) 被虐待高齢者の状況

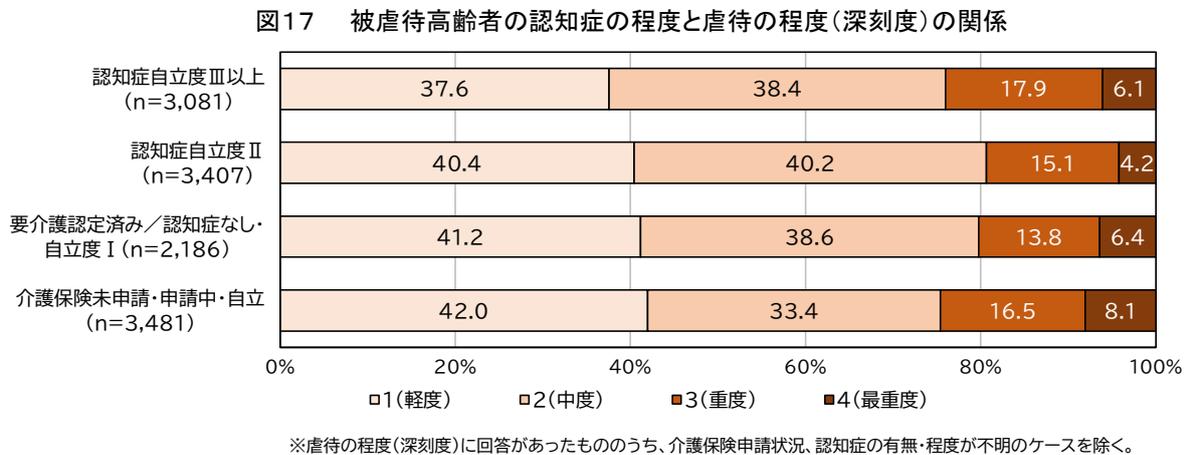
- 被虐待高齢者17,455人のうち、「女性」が13,189人(75.6%)を占め、年齢では「80～84歳」が4,478人(25.7%)、「85～89歳」が3,783人(21.7%)であった。要介護認定の状況は、認定済みが12,538人(71.8%)であり、被虐待高齢者のうち要介護認定者内の要介護度別の内訳は「要介護1」が3,166人(25.3%)、「要介護2」が2,705人(21.6%)、「要介護3以上」が4,848人(38.7%)であった。また、要介護認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上は9,231人(73.6%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は8,753人(69.8%)であった。【16～17P】

(認知症との関係)

- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係を見ると、被虐待高齢者に重度の認知症がある場合には「介護等放棄」「経済的虐待」を受ける割合が高い。一方で「身体的虐待」「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。【図16】【39P】

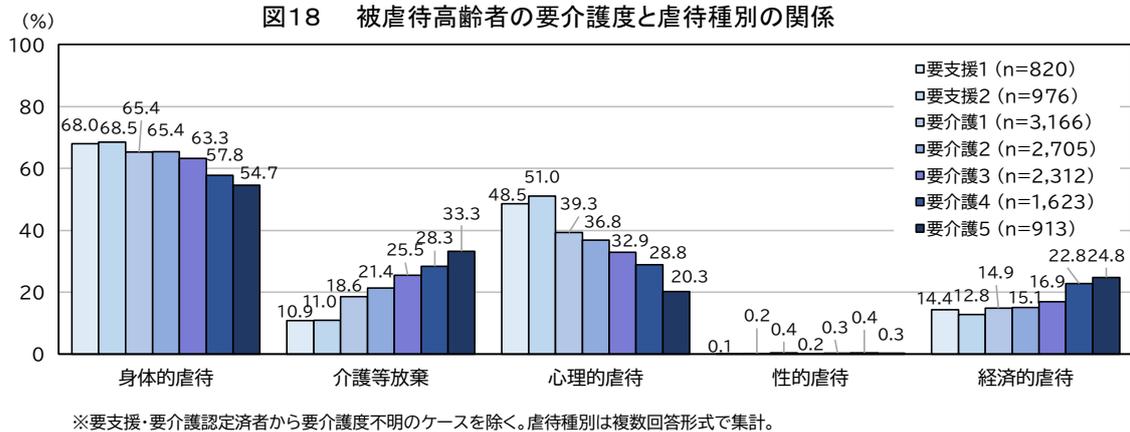


- 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度(深刻度)」の関係を見ると、全体に比して、「介護保険未申請・申請中・自立」では「1(軽度)」及び「4(最重度)」の割合が高く、「認知症自立度 III以上」では「3(重度)」の割合が高い。【図17】【39P】

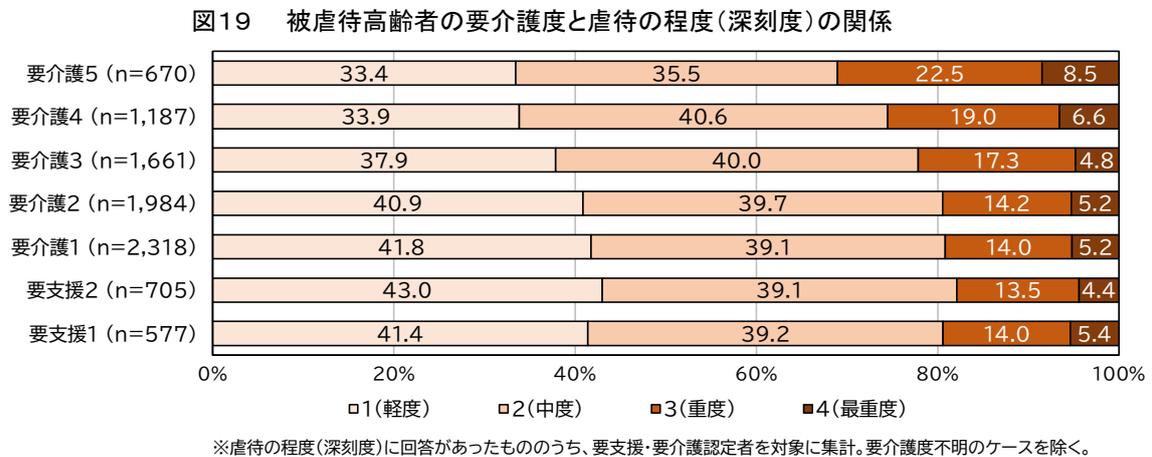


(要介護度との関係)

- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係を見ると、「介護等放棄」では要介護度が重い方の割合が高く、「身体的虐待」及び「心理的虐待」では逆の傾向がみられた。また「要支援1」を除くと、「経済的虐待」で「介護等放棄」と同様の傾向がみられた。 **図18**【38P】

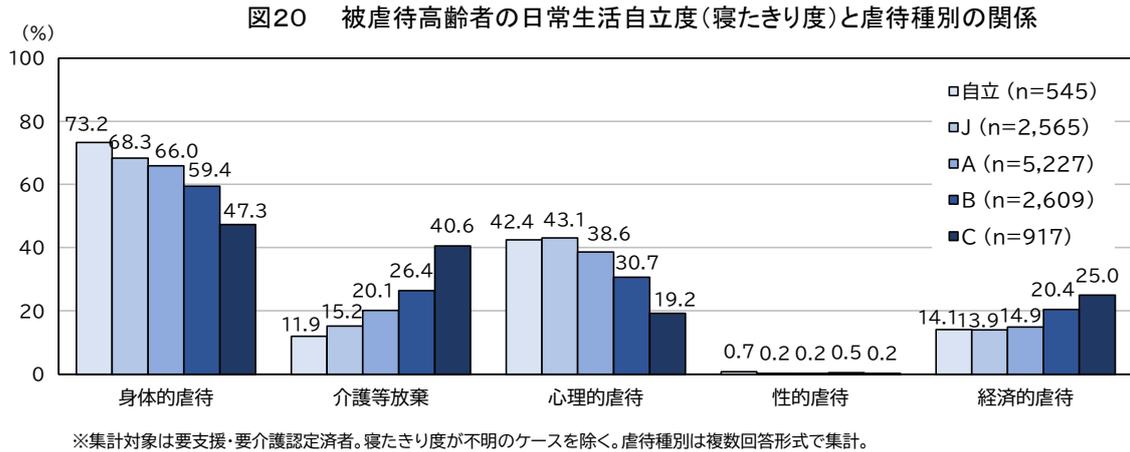


- 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度(深刻度)」の関係を見ると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。 **図19**【39P】



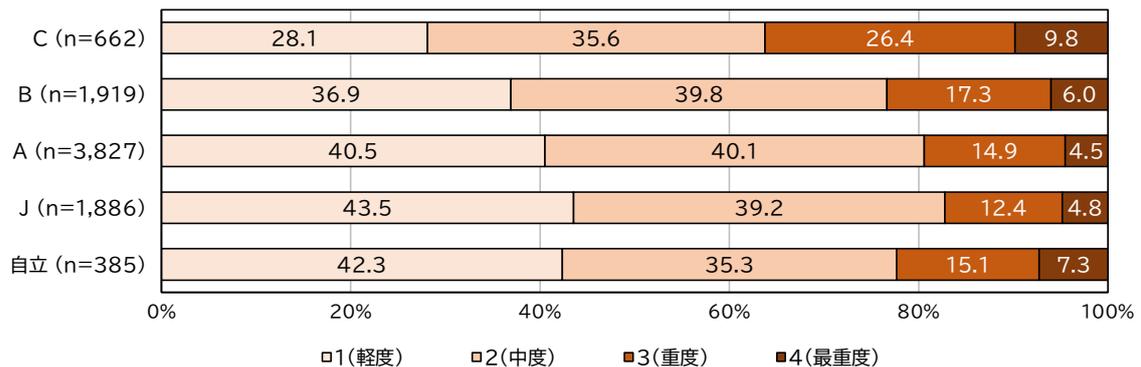
(日常生活自立度(寝たきり度)との関係)

- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低くなる(身体機能が低下する)ほど「介護等放棄」を受ける割合が高い。また「自立」を除くと、「経済的虐待」でも同様の傾向がみられた。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。【図 20】【40P】



- 被虐待高齢者の「日常生活自立度(寝たきり度)」と「虐待の程度(深刻度)」の関係をみると、被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が低い(身体機能が低下している)場合、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。【図 21】【40P】

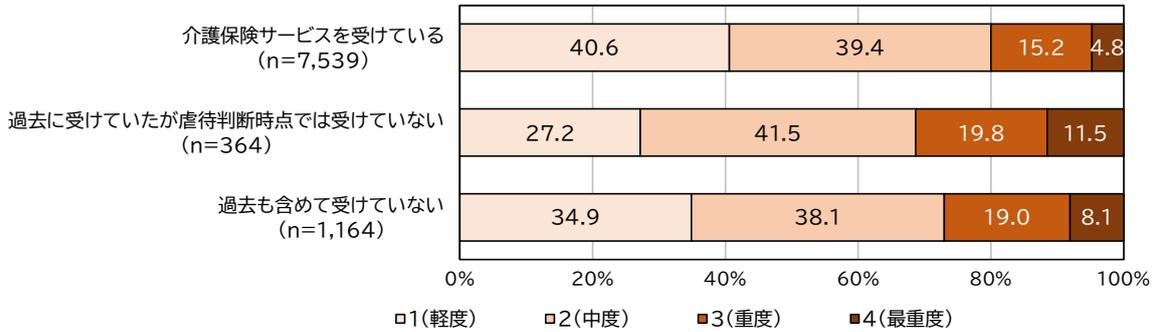
図21 被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待の程度(深刻度)の関係



(介護保険サービス利用状況との関係)

- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、虐待の「3（重度）」及び「4（最重度）」の割合が相対的に低く、「1（軽度）」の割合が高かった。図22【41P】

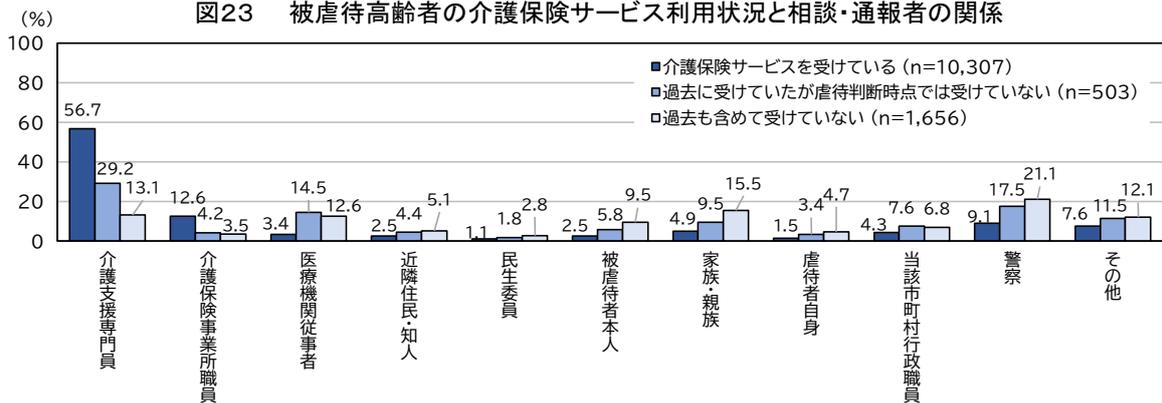
図22 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係



※虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合や過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」「警察」「家族・親族」「被虐待者本人」などその他の相談・通報者が含まれている割合が相対的に高かった。図23【40P】

図23 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と相談・通報者の関係

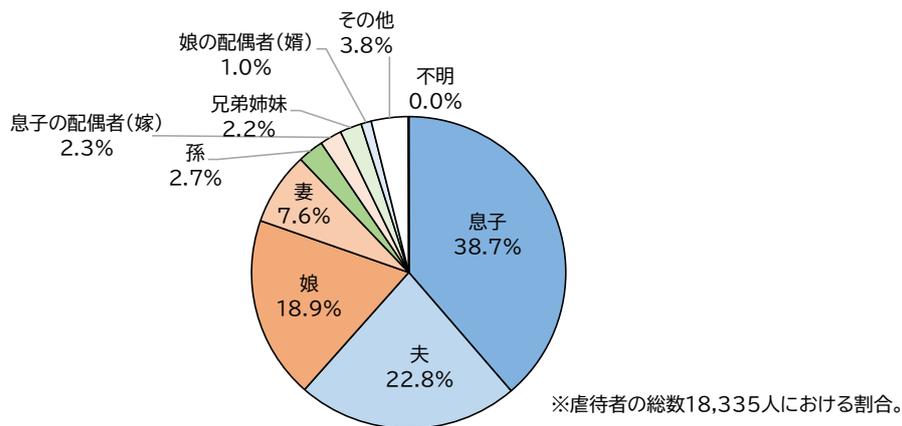


※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明のケースを除く。また、相談・通報者の区分中「不明」を除く。

(6) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者（虐待者）との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が 9,270 人（53.1%）で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の 5,748 人（32.9%）と合わせると 15,018 人（86.0%）の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【18P】
- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 7,100 人（38.7%）で最も多く、次いで「夫」4,178 人（22.8%）、「娘」3,459 人（18.9%）であった。図24【19P】

図24 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄



- 虐待者の年齢は、「50～59 歳」が 27.2%と最も多く、次いで 70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 16.4%、60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 16.2%、80～89 歳（「80～84 歳」と「85～89 歳」の合計）が 14.5%、「40～49 歳」が 13.4%の順であった。【19P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 4,837 人（20.0%）の事例で行われた。そのうち、「契約による介護保険サービスの利用」が 1,629 人（33.7%）で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 806 人（16.7%）、「やむを得ない事由等による措置」が 751 人（15.5%）、「住まい・施設等の利用（入院、一時保護等を除く。）」が 646 人（13.4%）であった。【19～20P】

一方、「被虐待高齢者と虐待を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が 7,438 人（58.8%）で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,451 人（27.3%）であった。【20P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 986 人（うち令和 5 年度内に利用開始済が 765 人）、「利用手続き中」が 736 人であった。また、令和 5 年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった 1,501 人のうち、市町村長申立の事例は 1,080 人（72.0%）であった。【20P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（令和5年度中に発生、市町村把握）は、「養護者による被養護者の殺人」が6件6人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が5件5人、「心中未遂（養護者生存、被養護者死亡）」が3件3人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が1件1人、「その他」8件8人、「不明」4件4人であり、合計27件27人であった。表2【21P】

表2 高齢者虐待の年度別虐待による死亡例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21	15	25	37	32	27
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21	15	25	37	32	27

4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

令和5年度で「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,495市町村（85.9%）で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が926市町村（53.2%）、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が920市町村（52.8%）と半数程度にとどまっている。また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率も1,013市町村（58.2%）と6割に満たない。【23～24P】

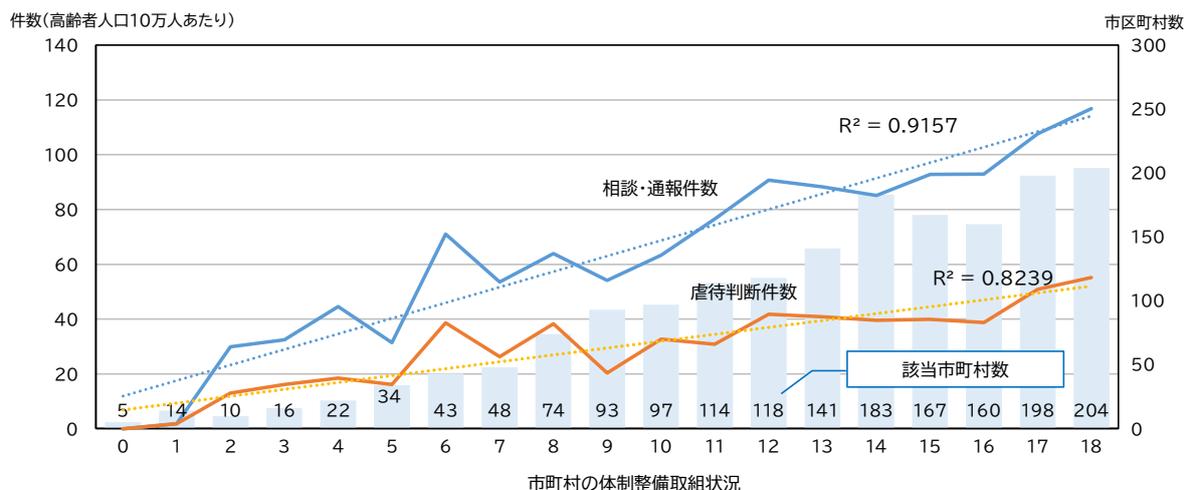
養護者による高齢者虐待の防止に係る市町村での18項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係をみると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。表3 図25【42P】

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が1,424市町村（81.8%）と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が139市町村（8.0%）、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が424市町村（24.4%）など、実施率が低い項目が多かった。【23～24P】

表3 市町村における体制整備の取組項目

広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）
	居宅介護サービス事業者へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）
	介護保険施設へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等
	終了した虐待事案の事後検証
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制

図25 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係



(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

高齢者権利擁護等推進事業関連事業(同様事業の独自実施を含む)の実施状況をみると、「市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)」は44都道府県(93.6%)で、「市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)」は37都道府県(78.7%)で実施されていた。一方、「市町村への支援(虐待の再発防止・未然防止検証会議)」(実施済み6都道府県)、「市町村への支援(指導等体制強化)」(実施済み9都道府県)「地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣)」(実施済み13都道府県)、「介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催)」(実施済み15都道府県)、「介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修のうち「講師養成研修」、もしくはこれに類する研修)」(実施済み16都道府県)、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)」(実施済み16都道府県)などを実施している都道府県は限られていた。

それ以外の部分では、「管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)」は45都道府県(95.7%)で、「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は44都道府県(93.6%)で実施されていた。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は47都道府県(100%)で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は44都道府県(93.6%)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は41都道府県(87.2%)で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)」(実施済み23都道府県)は半数を下回っていた。【26～27P】

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

目次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	5
(6) 都道府県への報告	5
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	6
(2) 施設・事業所の状況	7
(3) 虐待の内容	7
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況	10
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	11
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報者	12
(3) 事実確認の状況	13
(4) 事実確認の結果	13
(5) 虐待の発生要因	14
(6) 虐待の内容	15
(7) 被虐待高齢者の状況	16
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	18
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	19
(10) 虐待等による死亡事例	21
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	26
5. クロス集計等分析結果表等	28

調査の概要

【調査目的】

令和5年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国1,741市町村（特別区を含む。）及び47都道府県を対象に、令和5年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び令和4年度以前に相談・通報があり、令和5年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1、表2）

令和5年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、3,441件であった。令和4年度は2,795件であり、646件（23.1%）増加した。

表1 相談・通報件数

	令和5年度	令和4年度	増減
件数	3,441	2,795	646（23.1%）

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（令和5年度内）

北海道	113	東京都	380	滋賀県	36	香川県	21
青森県	32	神奈川県	276	京都府	80	愛媛県	23
岩手県	9	新潟県	49	大阪府	257	高知県	44
宮城県	26	富山県	21	兵庫県	193	福岡県	85
秋田県	18	石川県	37	奈良県	34	佐賀県	39
山形県	20	福井県	13	和歌山県	47	長崎県	49
福島県	43	山梨県	23	鳥取県	11	熊本県	86
茨城県	48	長野県	68	島根県	20	大分県	26
栃木県	41	岐阜県	29	岡山県	57	宮崎県	28
群馬県	49	静岡県	55	広島県	80	鹿児島県	44
埼玉県	323	愛知県	211	山口県	34	沖縄県	51
千葉県	149	三重県	48	徳島県	15	合計	3,441

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計3,917人に対して、「当該施設職員」が28.7%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が16.7%、「家族・親族」が15.2%、「当該施設元職員」が7.5%であった。なお、「本人による届出」は1.9%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数3,441件と一致しない。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	等当該施設管理者	（医療機関従事者 （医師含む））	介護支援専門員	談介護サービス相
人数	76	595	1,125	293	654	112	135	14
割合(%)	1.9	15.2	28.7	7.5	16.7	2.9	3.4	0.4
(参考) 令和4年度	53 1.7	490 15.5	873 27.6	302 9.5	504 15.9	95 3.0	105 3.3	14 0.4

(続き)

	セ ン 域 タ ク ス 支 援	会 社 職 員 福 祉 協 議	団 体 連 合 会	国 民 健 康 保 険	連 絡 道 府 県 か ら	警 察	そ の 他	含 む 不 明 (匿 名 を)	合 計
人数	119	6	3	82	72	426	205	3,917	
割合(%)	3.0	0.2	0.1	2.1	1.8	10.9	5.2	100.0	
(参考)	99	6	3	66	59	334	163	3,166	
令和4年度	3.1	0.2	0.1	2.1	1.9	10.5	5.1	100.0	

(3) 事実確認の状況 (表4～表7)

令和5年度において「事実確認を行った事例」は3,343件、「事実確認を行っていない事例」は425件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が1,114件、虐待の「事実が認められなかった」が1,552件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が677件であった。

また、事実確認の方法は、「高齢者虐待防止法第24条に老人福祉法第5条の4を併用した調査協力依頼」が81.6%、「監査(立入検査等)」が20.9%、「運営指導(介護保険法第23・24条)」が16.7%であった(複数回答形式)。

一方、「事実確認を行っていない事例」の425件について、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が116件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が176件、「都道府県へ事実確認を依頼」が1件、「その他」が132件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は5日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は42日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)		
		(うち令和5年度内に通報・相談)	(うち令和4年度以前に通報・相談)	
事実確認を行った事例	3,343	(3,025)	(318)	(88.7)
事実が認められた	1,114	(975)	(139)	[29.6]
事実が認められなかった	1,552	(1,425)	(127)	[41.2]
虐待の有無の判断に至らなかった	677	(625)	(52)	[18.0]
事実確認を行っていない事例	425	(416)	(9)	(11.3)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	116	(114)	(2)	[3.1]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	176	(172)	(4)	[4.7]
都道府県へ事実確認を依頼	1	(1)	(0)	[0.0]
その他	132	(129)	(3)	[3.5]
合計	3,768	(3,441)	(327)	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計。

表5 事実確認の方法 (複数回答)

	件数	割合(%)
監査(立入検査等):報告徴収、質問、立入検査	698	20.9
運営指導(介護保険法第23・24条)	559	16.7
高齢者虐待防止法第24条に老人福祉法第5条の4を併用した調査協力依頼	2,727	81.6

(注)割合は事実確認を行った事例3,343件に対するもの。

表6 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	962	254	141	434	472	258	192	630	3,343

中央値5日

表7 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	71	34	15	42	90	80	60	722	1,114

中央値4.2日

(4) 虐待の発生要因 (表8)

「虐待を行った職員の課題」区分に含まれる項目が上位を占めた。虐待の事実が認められた事例の総数1,123件において、同区分内「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」が77.2%で最も多く、次いで「職員のストレス・感情コントロール」が67.9%、「職員の倫理観・理念の欠如」が66.8%、「職員の性格や資質の問題」が66.7%、「職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」が63.6%であった。

表8 虐待の発生要因 (複数回答)

		件数	割合(%)
運営法人 (経営層) の課題	経営層の現場の実態の理解不足	513	45.7
	業務環境変化への対応取組が不十分	347	30.9
	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	344	30.6
	経営層の倫理観・理念の欠如	212	18.9
	不安定な経営状態	89	7.9
	その他	35	3.1
組織運営 上の課題	職員の指導管理体制が不十分	693	61.7
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	675	60.1
	チームケア体制・連携体制が不十分	635	56.5
	職員研修の機会や体制が不十分	558	49.7
	職員が相談できる体制が不十分	519	46.2
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	464	41.3
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	454	40.4
	事故や苦情対応の体制が不十分	393	35.0
	高齢者へのアセスメントが不十分	361	32.1
	介護方針の不適切さ	278	24.8
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	278	24.8
その他	40	3.6	
虐待を 行った職員 の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	867	77.2
	職員のストレス・感情コントロール	763	67.9
	職員の倫理観・理念の欠如	750	66.8
	職員の性格や資質の問題	749	66.7
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	714	63.6
	職員の業務負担の大きさ	520	46.3
	待遇への不満	145	12.9
	その他	34	3.0
被虐待高 齢者の状 況	認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	597	53.2
	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	595	53.0
	意思表示が困難	424	37.8
	職員に暴力・暴言を行う	228	20.3
	医療依存度が高い	86	7.7
	他の利用者とのトラブルが多い	85	7.6
	その他	71	6.3

(注)都道府県が直接把握した事例を含む1,123件に対するもの。

「その他」には、「運営法人(経営層)の課題」では、通報等に係る対応不備、人材不足など、「組織運営上の課題」では、人材不足、虐待防止・対応体制の不備など、「虐待を行った職員の課題」では、職員の個人的要因、認識不足など、「被虐待高齢者の状況」では、性格傾向、介護拒否、意思疎通困難などが含まれる。

(5) 過去の指導等（表9）

虐待があった施設・事業所のうち、過去に虐待が発生していた割合は19.1%、過去に何らかの指導等が行われていた割合は26.4%であった。

指導内容としては、虐待防止の取組や不適切ケア、事故発生時の対応、身体拘束の適正運用等に関するもののほか、人員基準違反等に関する指導、記録整備等に関する内容であった。

表9 当該施設等への過去の指導等の有無

		令和5年度	(参考) 令和4年度
当該施設等における過去の虐待あり	件数	215	182
	割合(%)	19.1	21.3
当該施設等に対する過去の指導等あり	件数	296	232
	割合(%)	26.4	27.1

(注)割合は、虐待判断件数(令和5年度1,123件、令和4年度856件)に対するもの。

(6) 都道府県への報告（表10）

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）第22条及び同法施行規則第1条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）3,343件のうち、1,131件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が1,114件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した」が17件であった。

表10 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	1,131件
虐待の事実が認められた	1,114件
都道府県に事実確認を依頼した	17件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表11）

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」17件について事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた事例」が3件、「虐待ではないと判断した事例」が0件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」は4件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が10件であった。

表11 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	17件
虐待の事実が認められた	3件
虐待ではないと判断した	0件
虐待の有無の判断に至らなかった	4件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	10件

(2) 都道府県が直接把握した事例 (表 12)

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が 28 件あり、都道府県が事実確認を行った結果「虐待の事実が認められた事例」が 6 件、「虐待ではないと判断した事例」が 6 件、「虐待の有無の判断に至らなかった事例」が 8 件であった。

表 12 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	28 件
虐待の事実が認められた	6 件
虐待ではないと判断した	6 件
虐待の有無の判断に至らなかった	8 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	3 件
事実確認を行わなかった	5 件

なお、高齢者の死亡事例は 5 件 (5 人) であった。

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数 (表 13、表 14)

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例 (当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む) が 1,114 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に (単独または共同での) 事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 3 件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が 6 件であり、これらを合わせた総数は 1,123 件であった。これを都道府県別にみると表 14 のとおりである。

表 13 虐待の事実が認められた事例件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県に事実確認を依頼した事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
令和5年度	1,114	3	6	1,123
令和4年度	846	3	7	856
増減	268 (31.7%)	0 -	-1 (-14.3%)	267 (31.2%)

表 14 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数 (令和 5 年度内)

北海道	52	東京都	153	滋賀県	8	香川県	11
青森県	11	神奈川県	66	京都府	21	愛媛県	18
岩手県	5	新潟県	24	大阪府	80	高知県	19
宮城県	10	富山県	4	兵庫県	55	福岡県	30
秋田県	7	石川県	15	奈良県	16	佐賀県	16
山形県	5	福井県	4	和歌山県	16	長崎県	12
福島県	20	山梨県	14	鳥取県	3	熊本県	42
茨城県	15	長野県	20	島根県	7	大分県	1
栃木県	13	岐阜県	7	岡山県	29	宮崎県	7
群馬県	13	静岡県	18	広島県	17	鹿児島県	13
埼玉県	75	愛知県	49	山口県	10	沖縄県	20
千葉県	60	三重県	8	徳島県	4	合計	1,123

以下、虐待の事実が認められた 1,123 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の状況 (表 15、表 16)

虐待の事実が認められた施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が31.3%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が28.0%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が13.9%、「介護老人保健施設」が10.2%の順であった。

また、事実確認時における虐待の事実が認められた施設・事業所の虐待防止に関する取組状況は、「職員に対する虐待防止に関する研修の実施」が75.1%で最も多く、次いで「虐待防止委員会の設置」が64.6%、「虐待防止に関する指針の整備」が54.1%の順であった。

表 15 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	352	114	5	156	315	(188)	(127)	25
割合(%)	31.3	10.2	0.4	13.9	28.0	(16.7)	(11.3)	2.2
	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	支援宅介護等	その他	合計
件数	5	10	44	35	40	9	13	1,123
割合(%)	0.4	0.9	3.9	3.1	3.6	0.8	1.2	100.0

表 16 当該施設・事業所の虐待防止に関する取組状況

	件数	割合(%)
管理者の虐待防止に関する研修の受講	548	48.8
職員に対する虐待防止に関する研修の実施	843	75.1
虐待防止委員会の設置	725	64.6
虐待防止に関する指針の整備	607	54.1
虐待防止措置を実施するための担当者の配置	518	46.1

(注)割合は虐待の事実が認められた1,123件に対するもの。

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった74件を除く1,049件の事例を対象に集計を行った。なお、1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、1,049件の事例において特定された被虐待高齢者数は2,335人であった。

ア. 虐待の種別 (表 17)

虐待の種別(複数回答)は「身体的虐待」が51.3%と最も多く、次いで「心理的虐待」が24.3%、「介護等放棄」が22.3%、「経済的虐待」が18.2%、「性的虐待」が2.7%であった。

表 17 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	(うち身体的拘束等)	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	1,198	(598)	521	568	63	424
割合(%)	51.3	(25.6)	22.3	24.3	2.7	18.2

(注)割合は、被虐待高齢者が特定できなかった74件を除く1,049件における被虐待高齢者の総数2,335人に対する集計(表18~24も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数2,335人と一致しない。

【参考】虐待の具体的内容（主なもの）

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無（表 18）

被虐待高齢者 2,335 人のうち「身体拘束あり」が 25.6%、「身体拘束なし」が 74.4%であった。

表 18 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束 あり	身体拘束 なし	合計
598 人 (25.6%)	1,737人 (74.4%)	2,335人 (100.0%)

ウ. 虐待の程度（深刻度）（表 19）

虐待の程度（深刻度）の割合では、「2（中度）」が 59.7%と最も多く、次いで「1（軽度）」が 32.8%、「3（重度）」が 4.8%、「4（最重度）」が 2.7%の順であった。

※「複数形で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 1,398 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 2,335 人と一致しない。

表 19 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合(%)
1(軽度)	458	32.8
2(中度)	835	59.7
3(重度)	67	4.8
4(最重度)	38	2.7
合計	1,398	100.0

(4) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計を行った。

ア. 性別（表 20）

「男性」が 27.3%、「女性」が 71.6%と、全体の約 7 割が「女性」であった。

表 20 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
637 人 (27.3%)	1,673 人 (71.6%)	25 人 (1.1%)	2,335 人 (100.0%)

イ. 年齢 (表 21)

「90～94 歳」が 21.9%と最も多く、次いで「85～89 歳」が 21.3%、「80～84 歳」が 15.6%、「95～99 歳」が 9.9%であった。

表 21 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	50	66	152	219	364	497	512	232	51	192	2,335
割合(%)	2.1	2.8	6.5	9.4	15.6	21.3	21.9	9.9	2.2	8.2	100.0

ウ. 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度 (表 22～表 24)

「要介護 4」が 28.2%と最も多く、次いで「要介護 3」が 22.6%、「要介護 5」が 18.9%であり、合わせて「要介護 3 以上」が 69.7%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は 73.0%（「認知症の有無が不明」を除いた場合 92.2%）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 55.3%であった。

表 22 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	61	2.6
要支援1	23	1.0
要支援2	24	1.0
要介護1	167	7.2
// 2	229	9.8
// 3	528	22.6
// 4	658	28.2
// 5	442	18.9
不明	203	8.7
合計	2,335	100.0
(再掲)要介護3以上	(1,628)	(69.7)

表 23 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立または認知症なし	53	2.3
認知症日常生活自立度Ⅰ	92	3.9
// Ⅱ	420	18.0
// Ⅲ	636	27.2
// Ⅳ	305	13.1
// M	33	1.4
認知症はあるが自立度は不明	311	13.3
認知症の有無が不明	485	20.8
合計	2,335	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(1,705)	(73.0)

【参考】「認知症の有無が不明」を除いた場合の「自立度Ⅱ以上」の割合

92.2%

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※) 自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 24 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合(%)
自立	21	0.9
日常生活自立度(寝たきり度) J	49	2.1
〃 A	385	16.5
〃 B	688	29.5
〃 C	219	9.4
不明	973	41.7
合計	2,335	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(1,292)	(55.3)

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 154 件を除く 969 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、969 件の事例において特定された虐待者数は 1,351 人であった。

ア. 年齢（表 25）

「40～49 歳」が 15.2%（206 人）と最も多く、次いで「60 歳以上」が 15.2%（205 人）、「50～59 歳」が 15.1%（204 人）、「30～39 歳」が 13.6%、「30 歳未満」が 10.1%であった。

表 25 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	137	184	206	204	205	415	1,351
割合(%)	10.1	13.6	15.2	15.1	15.2	30.7	100.0

イ. 職種（表 26）

「介護職」が 82.8%、「看護職」が 5.6%、「施設長」が 3.4%、「管理職」が 3.3%であった。

表 26 虐待者の職種

	介護職	(内訳)(※)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明			
人数	1,119	(333)	(262)	(524)	76	45	46
割合(%)	82.8	(29.8)	(23.4)	(46.8)	5.6	3.3	3.4
	経営者・開設者	その他	不明	合計			
人数	17	37	11	1,351			
割合(%)	1.3	2.7	0.8	100.0			

(※)内訳内の割合は介護職全体に対するもの。

ウ. 性別（表 27）

「男性」が 54.5%、「女性」が 44.5%であった。

表 27 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
736 人 (54.5%)	601 人 (44.5%)	14 人 (1.0%)	1,351 人 (100.0%)

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 28～表 31）

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 1,337 件（令和 4 年度以前に虐待と判断して令和 5 年度に対応した 214 件を含む。）について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 168 件、「改善勧告」が 92 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 1 件、「改善命令」が 14 件、「指定の効力停止」が 11 件、「指定の取消」が 8 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 53 件、「改善命令」が 10 件、「事業の制限、停止、廃止」及び「認可取消」が 0 件であった。

表 28 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	168 件
改善勧告	92 件
改善勧告に従わない場合の公表	1 件
改善命令	14 件
指定の効力停止	11 件
指定の取消	8 件

表 29 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	53 件
改善命令	10 件
事業の制限、停止、廃止	0 件
認可取消	0 件

(注)1件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合(報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消)には複数計上している。

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）は、「施設等に対する指導」が 801 件、「改善計画提出依頼」が 825 件、「従事者等への注意・指導」が 258 件であった。

表 30 市町村又は都道府県による指導等（複数回答）

施設等に対する指導	801 件
改善計画提出依頼	825 件
従事者等への注意・指導	258 件

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 971 件、「勧告等への対応」が 71 件であった。

表 31 当該施設等における改善措置（複数回答）

	件数
施設等からの改善計画の提出	971 件
市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(646件)
報告徴収等に対する改善	(325件)
勧告等への対応	71 件
その他	41 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 32、表 33）

令和5年度に全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、40,386件であった。令和4年度は38,291件であり、2,095件（5.5%）増加した。

表 32 相談・通報件数

	令和5年度	令和4年度	増減
件数	40,386	38,291	2,095 (5.5%)

表 33 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数（令和5年度内）

北海道	1,111	東京都	4,755	滋賀県	694	香川県	195
青森県	462	神奈川県	3,310	京都府	1,436	愛媛県	335
岩手県	391	新潟県	1,369	大阪府	3,748	高知県	313
宮城県	1,022	富山県	369	兵庫県	2,053	福岡県	1,356
秋田県	216	石川県	469	奈良県	295	佐賀県	114
山形県	277	福井県	266	和歌山県	409	長崎県	329
福島県	542	山梨県	186	鳥取県	112	熊本県	514
茨城県	756	長野県	611	島根県	195	大分県	295
栃木県	402	岐阜県	413	岡山県	594	宮崎県	304
群馬県	314	静岡県	874	広島県	893	鹿児島県	570
埼玉県	1,952	愛知県	2,210	山口県	353	沖縄県	434
千葉県	2,006	三重県	381	徳島県	181	合計	40,386

(2) 相談・通報者（表 34）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者の合計42,850人に対して、「警察」が34.3%で最も多く、次いで「介護支援専門員」が24.8%、「家族・親族」が7.5%、「介護保険事業所職員」が5.9%、「被虐待者本人」が5.4%、「当該市町村行政職員」が5.1%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、合計人数は相談・通報件数40,386件と一致しない。

表 34 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	10,607	2,512	1,767	1,252	593	2,327	3,209	621	2,165	14,682	3,064	51	42,850
割合(%)	24.8	5.9	4.1	2.9	1.4	5.4	7.5	1.4	5.1	34.3	7.2	0.1	100.0
(参考) 令和4年度	10,187 25.0	2,203 5.4	1,665 4.1	1,239 3.0	589 1.4	2,275 5.6	3,035 7.5	602 1.5	2,137 5.3	13,834 34.0	2,846 7.0	66 0.2	40,678 100.0

(3) 事実確認の状況 (表 35~37)

令和5年度において「事実確認を行った事例」が39,283件、「事実確認を行っていない事例」が2,464件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第11条に基づく「立入調査により調査を行った」が145件であり、「訪問調査を行った」が25,147件、「関係者からの情報収集を行った」が13,991件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が2,016件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が448件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった39,274件では0日(即日)であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった17,095件では4日であった。

表 35 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち令和5年度内に通報・相談)	(うち令和4年度以前に通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	39,283	37,940	1,343	94.1
立入調査以外の方法により調査を行った	39,138	37,798	1,340	(93.8)
訪問調査を行った	25,147	24,192	955	[60.2]
関係者からの情報収集を行った	13,991	13,606	385	[33.5]
立入調査により調査を行った	145	142	3	(0.3)
警察が同行した	103	100	3	[0.2]
援助要請をしなかった	42	42	0	[0.1]
事実確認を行っていない事例	2,464	2,446	18	5.9
虐待ではなく事実確認不要と判断した	2,016	2,005	11	(4.8)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	448	441	7	(1.1)
合 計	41,747	40,386	1,361	100.0

表 36 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	23,217	4,507	1,869	4,140	2,882	1,049	500	1,110	39,274

中央値0日(即日)

(注)回答のあった39,274件の事例を集計

表 37 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	5,437	1,508	807	2,279	2,551	1,403	792	2,318	17,095

中央値4日

(注)回答のあった17,095件の事例を集計

(4) 事実確認の結果 (表 38、表 39)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という。)の件数は、17,100件であった。令和4年度は16,669件であり、431件(2.6%)増加した。

表 38 事実確認の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと認められたと判断した事例	17,100	43.5
虐待ではないと判断した事例	15,798	40.2
虐待の判断に至らなかった事例	6,385	16.3
合計	39,283	100.0

表 39 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（令和5年度内）

北海道	373	東京都	2,681	滋賀県	406	香川県	120
青森県	231	神奈川県	980	京都府	706	愛媛県	115
岩手県	191	新潟県	444	大阪府	1,617	高知県	133
宮城県	481	富山県	136	兵庫県	740	福岡県	512
秋田県	84	石川県	177	奈良県	147	佐賀県	33
山形県	167	福井県	117	和歌山県	214	長崎県	171
福島県	266	山梨県	92	鳥取県	51	熊本県	246
茨城県	243	長野県	283	島根県	79	大分県	138
栃木県	148	岐阜県	165	岡山県	268	宮崎県	120
群馬県	127	静岡県	379	広島県	423	鹿児島県	132
埼玉県	605	愛知県	1,037	山口県	116	沖縄県	183
千葉県	699	三重県	222	徳島県	102	合計	17,100

(5) 虐待の発生要因（表 40）

虐待が発生した要因として、被虐待者の「認知症の症状」（56.4%）、虐待者の「介護疲れ・介護ストレス」（54.8%）、「理解力の不足や低下」（47.7%）、「知識や情報の不足」（46.5%）、「精神状態が安定していない」（45.9%）、「介護力の低下や不足」（45.8%）等が挙げられている。

表 40 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合(%)	
虐待者側の要因	介護疲れ・介護ストレス	9,376	54.8
	理解力の不足や低下	8,162	47.7
	知識や情報の不足	7,960	46.5
	精神状態が安定していない	7,855	45.9
	虐待者の介護力の低下や不足	7,836	45.8
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	7,762	45.4
	孤立・補助介護者の不在等	6,136	35.9
	他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ	5,881	34.4
	障害・疾病	5,101	29.8
	障害疑い・疾病疑い	4,304	25.2
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	4,079	23.9
	家族環境(生育歴・虐待の連鎖)	3,357	19.6
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	1,887	11.0
	ひきこもり	1,614	9.4
	飲酒の影響	1,569	9.2
	依存(アルコール、ギャンブル、関係性等)	1,353	7.9
	その他	1,308	7.6

(続き)

被虐待者の状況	認知症の症状	9,639	56.4
	身体的自立度の低さ	7,712	45.1
	障害・疾病	6,067	35.5
	精神障害(疑いを含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	5,990	35.0
	排泄介助の困難さ	5,241	30.6
	外部サービス利用に抵抗感がある	2,878	16.8
	障害疑い・疾病疑い	2,107	12.3
家庭の要因	その他	1,056	6.2
	経済的困窮・債務(経済的問題)	5,634	32.9
	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	5,602	32.8
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	3,698	21.6
	家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	2,895	16.9
その他	その他	567	3.3
	ケアサービスの不足の問題	4,422	25.9
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	988	5.8
	その他	294	1.7

以下、虐待判断件数 17,100 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,100 件に対する被虐待高齢者の総数は 17,455 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別 (表 41)

虐待の種別 (複数回答) は、「身体的虐待」が 65.1%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 38.3%、「介護等放棄」が 19.4%、「経済的虐待」が 15.9%、「性的虐待」が 0.4%であった。

表 41 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,362	3,393	6,680	66	2,773
割合(%)	65.1	19.4	38.3	0.4	15.9

(注)被虐待高齢者の総数17,455人に対する集計(表42～45も同様)。ただし、1人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数17,455人と一致しない。

【参考】 虐待の具体的内容 (主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体の拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排泄介助放棄 劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ
性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度（深刻度）（表 42）

虐待の程度（深刻度）の割合は、「1（軽度）」が 40.1%と最も多く、次いで「2（中度）」が 37.6%、「3（重度）」が 16.1%、「4（最重度）」が 6.2%を占めた。

※「複数名で判断した場合のみ回答」としたため、深刻度に回答があったのは被虐待高齢者 12,611 人分についてであり、特定された被虐待高齢者総数 17,455 人と一致しない。

表 42 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合(%)
1(軽度)	5,053	40.1
2(中度)	4,748	37.6
3(重度)	2,025	16.1
4(最重度)	785	6.2
合計	12,611	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 43、表 44）

性別では「女性」が 75.6%、「男性」が 24.4%であり、女性が 8 割近くを占めていた。年齢階級別では「80～84 歳」が 25.7%と最も多かった。

表 43 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
4,266 (24.4%)	13,189 (75.6%)	0 (0.0%)	17,455 (100.0%)

表 44 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,072	2,243	3,357	4,478	3,783	2,511	11	17,455
割合(%)	6.1	12.9	19.2	25.7	21.7	14.4	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 45）

被虐待高齢者 17,455 人のうち、「要介護認定済み」が 12,538 人（71.8%）であった。

表 45 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合(%)
要介護認定 未申請	4,021	23.0
要介護認定 申請中	615	3.5
要介護認定 済み	12,538	71.8
要介護認定 非該当(自立)	263	1.5
不明	18	0.1
合計	17,455	100.0

ウ. 要介護認定者の被虐待高齢者の状況（表 46～表 50）

被虐待高齢者のうち、要介護認定者 12,538 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 25.3%と最も多く、次いで「要介護 2」が 21.6%、「要介護 3」が 18.4%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 73.6%（被虐待高齢者全体（17,455 人）の 52.9%）、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 69.8%であった。

表 46 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合(%)
要支援1	820	6.5
要支援2	976	7.8
要介護1	3,166	25.3
// 2	2,705	21.6
// 3	2,312	18.4
// 4	1,623	12.9
// 5	913	7.3
不明	23	0.2
合計	12,538	100.0
(再掲)要介護3以上	(4,848)	(38.7)

表 47 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合(%)
自立または認知症なし	1,009	8.0
認知症日常生活自立度 I	2,060	16.4
// II	4,602	36.7
// III	3,064	24.4
// IV	896	7.1
// M	202	1.6
認知症はあるが自立度は不明	467	3.7
認知症の有無が不明	238	1.9
合計	12,538	100.0
(再掲)自立度II以上(※)	(9,231)	(73.6)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度II以上」
 の他「自立度I」が含まれている可能性がある。

(※) 自立度II、III、IV、M、認知症はあるが自立度は不明の
 人数の合計

表 48 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)

	人数	割合(%)
自立	545	4.3
日常生活自立度(寝たきり度) J	2,565	20.5
// A	5,227	41.7
// B	2,609	20.8
// C	917	7.3
不明	675	5.4
合計	12,538	100.0
(再掲)日常生活自立度(寝たきり度)A以上	(8,753)	(69.8)

表 49 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護保険サービスを受けている	10,307	82.2
過去に受けていたが判断時点では受けていない	503	4.0
過去も含めて受けていない	1,656	13.2
不明	72	0.6
合計	12,538	100.0

表 50 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する（していた）介護保険サービスの種類（複数回答）

	介護保険サービスを受けている		過去受けていたが虐待判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
訪問介護	2,490	24.2	87	17.3	2,577	23.8
訪問入浴介護	166	1.6	1	0.2	167	1.5
訪問看護	1,927	18.7	53	10.5	1,980	18.3
訪問リハビリテーション	415	4.0	6	1.2	421	3.9
居宅療養管理・訪問診療	273	2.6	7	1.4	280	2.6
デイサービス	6,238	60.5	241	47.9	6,479	59.9
デイケア(通所リハ)	852	8.3	24	4.8	876	8.1
福祉用具貸与等	2,613	25.4	81	16.1	2,694	24.9
住宅改修	18	0.2	8	1.6	26	0.2
グループホーム	43	0.4	5	1.0	48	0.4
小規模多機能	429	4.2	23	4.6	452	4.2
ショートステイ	1,533	14.9	45	8.9	1,578	14.6
老人保健施設	113	1.1	8	1.6	121	1.1
特別養護老人ホーム	100	1.0	3	0.6	103	1.0
有料老人ホーム・特定施設	47	0.5	5	1.0	52	0.5
介護医療院(介護療養型医療施設)	3	0.0	1	0.2	4	0.0
複合型サービス	0	0.0	0	0.0	0	0.0
定期巡回・随時訪問サービス	35	0.3	1	0.2	36	0.3
その他	284	2.8	26	5.2	310	2.9
詳細不明・特定不能	28	0.3	17	3.4	45	0.4

(注)割合は、表48の介護サービスを受けている(10,307人)、過去受けていたが判断時点では受けていない(503人)に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況（表 51）

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が 53.1%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 32.9%であり、86.0%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 51 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	9,270	5,748	2,229	194	14	17,455
割合(%)	53.1	32.9	12.8	1.1	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の家族形態（表 52）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 33.1%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 24.2%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 11.1%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 9.6%、単独世帯が 8.0%の順であった。

表 52 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,405	4,219	5,777	1,938	1,677	2,392	47	17,455
割合(%)	8.0	24.2	33.1	11.1	9.6	13.7	0.3	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 53）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 38.7%と最も多く、次いで「夫」が 22.8%、「娘」が 18.9%の順であった。

なお、1 件の虐待判断事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数 17,100 件に対する虐待者の総数は 18,335 人であった。

表 53 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	4,178	1,386	7,100	3,459	414	192	411	489	700	6	18,335
割合(%)	22.8	7.6	38.7	18.9	2.3	1.0	2.2	2.7	3.8	0.0	100.0

エ. 虐待者の年齢（表 54）

「50～59 歳」が 27.2%と最も多く、次いで 70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 16.4%、60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 16.2%、80～89 歳（「80～84 歳」と「85～89 歳」の合計）が 14.5%、「40～49 歳」が 13.4%の順であった。

表 54 虐待者の年齢

	40歳 未満	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人数	1,048	2,455	4,979	1,768	1,197	1,443	1,567	1,708	945	277	948	18,335
割合(%)	5.7	13.4	27.2	9.6	6.5	7.9	8.5	9.3	5.2	1.5	5.2	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無（表 55）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 52.4%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 20.0%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 15.6%であった。

表 55 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合(%)
虐待者から分離を行った事例	4,837	20.0
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,659	52.4
現在対応について検討・調整中の事例	412	1.7
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3,764	15.6
その他	2,484	10.3
合計	24,156	100.0

(注)虐待への対応には、令和4年度以前に虐待と判断して令和5年度に対応した6,701人を含むため、合計人数は令和5年度の虐待判断事例における被虐待高齢者17,455人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応（表 56）

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 33.7%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 16.7%、「やむを得ない事由等による措置」が 15.5%、「(上記以外の)住まい・施設等の利用」が 13.4%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 751 人のうち 524 人 (69.8%) において面会を制限する措置が行われていた。

表 56 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	1,629	33.7
やむを得ない事由等による措置	751	15.5
うち、面会の制限を行った事例	(524)	(69.8)
緊急一時保護	529	10.9
医療機関への一時入院	806	16.7
上記以外の住まい・施設等の利用	646	13.4
虐待者を高齢者から分離(転居等)	257	5.3
その他	219	4.5
合計	4,837	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 57)

分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が58.8%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が27.3%であった。

※「経過観察(見守り)」は、3,027件(23.9%)

表 57 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	人数	割合(%)
養護者に対する助言・指導	7,438	58.8
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	424	3.3
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	981	7.7
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,451	27.3
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	629	5.0
その他	1,964	15.5

(注)割合は、分離していない事例における被虐待高齢者12,659人に対するもの。

複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者12,659人と一致しない。

エ. 権利擁護に関する対応 (表 58)

権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が986人(うち令和5年度内に利用開始済が765人)、「利用手続き中」が736人であった。また、令和5年度内に成年後見制度を「利用開始済」もしくは「利用手続き中」であった1,501人のうち、市町村長申立の事例は1,080人(72.0%)であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は224人であり、うち成年後見制度利用手続き中は19人であった。

表 58 成年後見制度の利用状況

	人数
調査対象年度以前に成年後見制度利用開始済	221
調査対象年度内に成年後見制度利用開始済	765
成年後見制度利用手続き中	736

オ. 養護者支援（表 59）

養護者支援の取組内容については、「養護者への相談・助言」が 64.2%と最も多く、次いで「養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり」が 58.9%、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」が 57.6%、であった。

表 59 養護者支援の取組内容（複数回答）

	人数	割合(%)
養護者への定期的な声掛け、ねぎらい等による関係性の構築・維持づくり	14,221	58.9
養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント	13,917	57.6
他部署多機関等との連携による支援チームの形成	11,154	46.2
養護者支援のゴールの設定、支援方法の確認	9,648	39.9
養護者への相談・助言	15,517	64.2
家族・親族・近隣住民等との関係性の調整	7,670	31.8
各種社会資源の紹介・つなぎ・調整	10,139	42.0
定期的な訪問によるモニタリング	11,081	45.9
養護者支援の終結の判断	6,148	25.5
その他	778	3.2

(注)割合は、令和4年度以前に虐待と判断して令和5年度に対応した6,701人を含む被虐待高齢者24,156人に対するもの。

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 死亡原因及び被害者数（表 60）

「養護者による被養護者の殺人」が 6 人、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」が 5 人、「心中未遂（養護者生存、被養護者死亡）」が 3 人、「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」が 1 人、「その他」が 8 人、「不明」4 人であった。

表 60 死亡原因

	人数
養護者による被養護者の殺人(心中未遂を除く)	6
養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の致死	1
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	5
心中(養護者、被養護者とも死亡)	0
心中未遂(養護者生存、被養護者死亡)	3
その他	8
不明	4
合計	27

イ. 加害者の性別及び続柄（表 61）

加害者の性別は「男性」20 人（74.1%）、「女性」7 人（25.9%）であり、続柄は、「息子」が 12 人（44.4%）、「夫」及び「娘」がそれぞれ 6 人（22.2%）、「妻」、「兄弟姉妹」、「その他」がそれぞれ 1 人（3.7%）であった。

表 61 被害者（被養護者）から見た加害者（養護者）の続柄

	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	6	1	12	6	1	1	27
割合(%)	22.2	3.7	44.4	22.2	3.7	3.7	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢（表 62）

被害者の性別は「男性」が 7 人（25.9%）、「女性」が 20 人（74.1%）であった。年齢は、「85～89 歳」「80～84 歳」「75～79 歳」がそれぞれ 6 人（22.2%）、「90 歳以上」「70～74 歳」がそれぞれ 4 人（14.8%）、「65～69 歳」が 1 人（3.7%）であった。

表 62 被害者（被養護者）の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	1	4	6	6	6	4	27
割合(%)	3.7	14.8	22.2	22.2	22.2	14.8	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況（表 63）

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護保険サービスを受けている」が 7 人（25.9%）、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」が 4 人（14.8%）、「過去も含めて受けていない」が 14 人（51.9%）、「不明」が 2 人（7.4%）であった。

表 63 介護保険サービス利用状況

	人数	割合(%)
介護保険サービスを受けている	7	25.9
過去に受けていたが事件時点では受けていない	4	14.8
過去も含めて受けていない	14	51.9
不明	2	7.4
合計	27	100.0

オ. 事案の事後検証及び再発防止策の実施状況（表 64、表 65）

発生した死亡事案のうち、事後検証・振り返り作業を何らかの形で実施したのは 18 件（66.7%）、実施していない（未定及び不明を含む）のは 9 件（33.3%）であった。

また、再発防止策を実施したのは 7 件（25.9%）、現在計画中は 7 件（25.9%）であった。

表 64 事案の事後検証

	人数	割合(%)
実施した(予定を含む)	18	66.7
実施していない	9	33.3
合計	27	100.0

(注)「実施した(予定を含む)」には事後検証もしくは振り返りを何らかの形で実施したものが含まれる。

表 65 再発防止策の実施

	件数	割合(%)
実施した	7	25.9
現在計画中	7	25.9
実施していない	13	48.1
合計	27	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和5年度末の状況を調査した（表66）。

実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が92.2%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が90.7%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が89.7%、「養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が85.9%、「養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用」が85.9%「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化」が82.8%、と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が52.8%、介護保険サービス事業所等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が53.2%と半数程度にとどまっている。また「終結した虐待事案の事後検証」については46.2%と半数を下回っていた。

また、行政機関連携においても「高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化」の実施率は58.2%にとどまっており、市町村において今後特に積極的な取組が望まれる。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有」が81.8%と比較的高い割合であったが、その他の項目については、「指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催」が8.0%、「介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認」が24.4%など、実施率が低い項目が多かった。

表 66 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、令和5年度未現在)

(上:市町村数、下:割合(%))

		実施済	未実施	R04実施済
広報・普及啓発	養護者による高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知（調査対象年度中）	1,495 85.9	246 14.1	1,473 84.6
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修（調査対象年度中）	1,239 71.2	502 28.8	1,157 66.5
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動（調査対象年度中）	1,110 63.8	631 36.2	1,067 61.3
	居宅介護サービス事業者へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	1,199 68.9	542 31.1	1,129 64.8
	介護保険施設へ高齢者虐待防止法について周知（養護者による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等の必要性等、調査対象年度中）	1,052 60.4	689 39.6	992 57.0
	養護者による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,495 85.9	246 14.1	1,448 83.2
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,360 78.1	381 21.9	1,352 77.7
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	926 53.2	815 46.8	923 53.0
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	920 52.8	821 47.2	917 52.7
行政機関連携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,562 89.7	179 10.3	1,541 88.5
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	1,260 72.4	481 27.6	1,176 67.5
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,091 62.7	650 37.3	1,095 62.9
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,348 77.4	393 22.6	1,333 76.6
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	1,441 82.8	300 17.2	1,422 81.7
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	1,013 58.2	728 41.8	987 56.7
相談・支援	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,606 92.2	135 7.8	1,579 90.7
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,579 90.7	162 9.3	1,566 89.9
	終了した虐待事案の事後検証	805 46.2	936 53.8	786 45.1
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	545 31.3	1,196 68.7	527 30.3
	介護サービス相談員派遣事業等による施設・事業所内、家庭内の介護サービス状況等の確認	424 24.4	1,317 75.6	406 23.3
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	870 50.0	871 50.0	812 46.6
	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	139 8.0	1,602 92.0	129 7.4
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	766 44.0	975 56.0	663 38.1
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の活用	1,139 65.4	602 34.6	1,073 61.6
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の関係部署間での共有	1,424 81.8	317 18.2	1,392 80.0
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	903 51.9	838 48.1	868 49.9

(参考) 実施状況について

広報・普及啓発	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、ポスター、ガイドブック、ポケットティッシュなどに掲載・(全戸)配布、ホームページへの掲載、ケーブルテレビ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	②関係者の研修 地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、事例検討会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修、弁護士相談会など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、パネル展、児童や障害者を含む虐待防止キャンペーン、住民向けの教室・出前講座など、様々な方法で周知
	④居宅介護サービス事業者への法の周知 集団指導、権利擁護研修や出前講座等において周知、事業者連絡会との連携、研修動画の配信
	⑤介護保険施設への法の周知 集団指導、権利擁護研修や出前講座等において周知、事業者連絡会との連携、DVD・研修動画の配信
	⑥対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルや指針、フロー図等を作成・更新、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
ネットワーク構築	⑦「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や福祉相談員、地域包括支援センター、ボランティア、警察、消防、企業等と連携したネットワークを構築、定期開催(名称や開催頻度は市町村により様々)
	⑧「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、地域ケア会議等既存資源の活用
	⑨「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、障害分野を含めた虐待防止連絡協議会、弁護士会・社会福祉士会と契約(高齢者虐待対応チーム)、権利擁護支援体制の構築等
行政機関連携	⑩成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、要綱の見直し、マニュアルの作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など
	⑪地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備 成年後見センターを開設し定期連絡会を開催、必要時に連携して対応、広域圏域での設置に向け検討
	⑫警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に開催など
	⑬居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催、緊急ショート・シェルター事業の活用
	⑭生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化 DV、障がい者虐待、児童虐待担当課及び生活保護担当課と連携し、虐待対応につき情報共有を行う体制を構築、重層的支援体制整備事業の活用による連携強化
⑮保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化 権利擁護推進協議会など関係部署等と調整・連携するための会議開催、事例を通じた協力関係の構築	
相談・支援	⑯虐待者(養護者)に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関・専門職と連携・協力を得て実施。重層的支援体制整備事業と連携し世帯課題として対応
	⑰居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等 早期発見チェックリスト、民生委員等による個別訪問、生活支援体制整備事業や介護予防把握事業の活用による早期発見、セルフネグレクト、サービス拒否者に対する定期訪問とサービス導入支援、
	⑱終結した虐待事案の事後検証 虐待対応評価会議、ケア会議、認知症初期集中支援チーム会議等に対応や終結後の検証を実施、総合相談の中でその後の状況を検証し必要に応じてフォロー、ケアマネジャーと評価会議を実施、自治体内包括で毎月権利擁護業務会議を開催し、必要に応じて事例検討を実施

4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、令和5年度の状況を調査した(表67)。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業(同様事業の独自実施を含む)の実施状況をみると、「市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)」は44都道府県(93.6%)で、「市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)」は37都道府県(78.7%)で実施されていた。一方、「市町村への支援(虐待の再発防止・未然防止検証会議)」(実施済み6都道府県)、「市町村への支援(指導等体制強化)」(実施済み9都道府県)「地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣)」(実施済み13都道府県)、「介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催)」(実施済み15都道府県)、「介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修のうち「講師養成研修」、もしくはこれに類する研修)」(実施済み16都道府県)、「地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)」(実施済み16都道府県)などを実施している都道府県は限られていた。

それ以外の部分では、「管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)」は45都道府県(95.7%)で、「市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等」は44都道府県(93.6%)で実施されていた。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する項目においては、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の庁内関係部署間での共有」は47都道府県(100%)で、「養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議」は44都道府県(93.6%)、「市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催」は41都道府県(87.2%)で実施されていた。一方、「養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)」(実施済み23都道府県)は半数を下回っていた。

表 67 都道府県における体制整備等に関する状況

(上:都道府県数、下:割合(%))

		実施済	未実施	R04実施済	
※同様の事業を独自に実施している場合を含む 高齢者権利擁護等推進事業関連	介護施設・サービス事業所への支援(身体拘束ゼロ作戦推進会議または類する会議等の開催)	15 31.9	32 68.1	12 25.5	
	介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修のうち「介護施設・サービス事業従事者向け研修」、もしくはこれに類する研修)	35 74.5	12 25.5		
	介護施設・サービス事業所への支援(権利擁護推進員養成研修のうち「講師養成研修」、もしくはこれに類する研修)	16 34.0	31 66.0		
	介護施設・サービス事業所への支援(看護職員研修、もしくはこれに類する研修)	30 63.8	17 36.2	27 57.4	
	市町村への支援(福祉・法律専門職等による権利擁護相談窓口の設置)	37 78.7	10 21.3	36 76.6	
	市町村への支援(市町村職員等の対応力強化研修)	44 93.6	3 6.4	44 93.6	
	市町村への支援(虐待対応実務者会議の開催)	14 29.8	33 70.2		
	市町村への支援(虐待の再発防止・未然防止策等検証会議)	6 12.8	41 87.2		
	市町村への支援(指導等体制強化)	9 19.1	38 80.9		
	市町村への支援(ネットワーク構築等支援)	19 40.4	28 59.6	19 40.4	
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(シンポジウム等の開催)	16 34.0	31 66.0	14 29.8	
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(制度等に関するリーフレット等の作成)	19 40.4	28 59.6	17 36.2	
	地域住民への普及啓発・養護者への支援(養護者による虐待につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣)	13 27.7	34 72.3	10 21.3	
	上記事業以外の独自の取組	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知(ホームページ等)	45 95.7	2 4.3	44 93.6
		市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	44 93.6	3 6.4	43 91.5
住民・サービス利用者	養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、サービス利用者や家族、地域住民等への周知・啓発(ポスター、リーフレット等の作成・配布)	23 48.9	24 51.1	15 31.9	
	指導監督権限を有する施設・事業所への養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応等に関する周知	32 68.1	15 31.9	31 66.0	
に施設する事業組所	指導監督権限を有する施設・事業所において虐待防止の取組を促進させるためのリーダー養成研修等の開催	28 59.6	19 40.4	25 53.2	
	指導監督権限を有する施設・事業所における虐待防止の取組状況の把握(虐待防止委員会等)	32 68.1	15 31.9	28 59.6	
	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成、研修等による活用支援	29 61.7	18 38.3	20 42.6	
市町村支援としての取組	市町村担当者のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修等の開催	41 87.2	6 12.8	36 76.6	
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有	47 100.0	0 0.0	43 91.5	
	養介護施設・事業所の事故報告や苦情相談、指導内容等の市町村との共有、対応協議	44 93.6	3 6.4	39 83.0	
	養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、市町村担当者が医療・福祉・法律専門職等から支援を受けられる体制	36 76.6	11 23.4	29 61.7	

(注)前年度実績が色付けの項目は今回調査で内容が変更されたもの、斜線の項目は今回新たに設けたもの。

5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(表 15 補完参考 1) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別 (過去 3 年間分)

		特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	介護医療院・介護療養型医療施設	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
							住宅型	介護付き									
令和5年度	件数	352	114	5	156	315	(188)	(127)	25	5	10	44	35	40	9	13	1,123
	割合(%)	31.3	10.2	0.4	13.9	28.0	(16.7)	(11.3)	2.2	0.4	0.9	3.9	3.1	3.6	0.8	1.2	100.0
令和4年度	件数	274	90	5	102	221	(112)	(109)	20	4	14	38	30	32	6	20	856
	割合(%)	32.0	10.5	0.6	11.9	25.8	(13.1)	(12.7)	2.3	0.5	1.6	4.4	3.5	3.7	0.7	2.3	100.0
(令和5年度-4年度間の増減)		(78)	(24)	(0)	(54)	(94)	(76)	(18)	(5)	(1)	(▲4)	(6)	(5)	(8)	(3)	(▲7)	(267)
令和3年度	件数	228	39	5	100	218	(107)	(111)	18	6	9	29	23	27	8	29	739
	割合(%)	30.9	5.3	0.7	13.5	29.5	(14.5)	(15.0)	2.4	0.8	1.2	3.9	3.1	3.7	1.1	3.9	100.0

(注)表15を補完するものとして作成。

(表 15 補完参考 2) 虐待の事実が認められた施設・事業所の令和 5 年度- 4 年度間増減件数 (上表より作成)

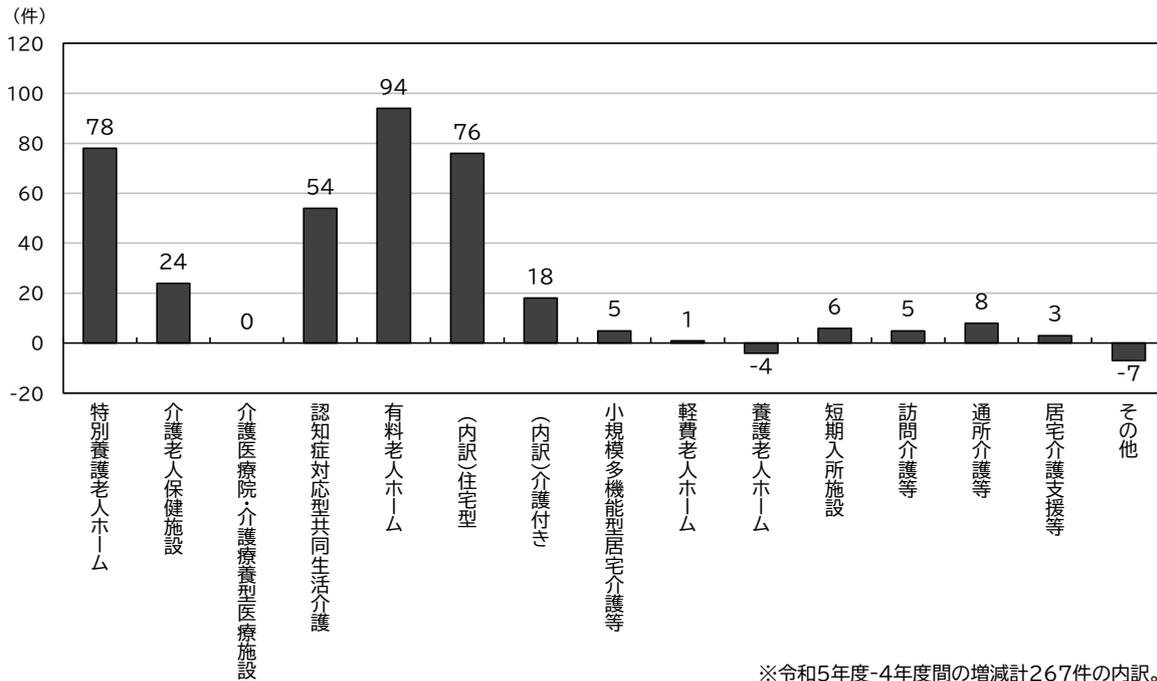


表 68 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／ I (n=126)	人数	47	28	39	7	36
	割合(%)	37.3	22.2	31.0	5.6	28.6
II (n=380)	人数	172	74	140	10	58
	割合(%)	45.3	19.5	36.8	2.6	15.3
III (n=594)	人数	336	138	156	12	86
	割合(%)	56.6	23.2	26.3	2.0	14.5
IV/M (n=320)	人数	189	68	59	13	72
	割合(%)	59.1	21.3	18.4	4.1	22.5
合計 (n=1,420)	人数	744	308	394	42	252
	割合(%)	52.4	21.7	27.7	3.0	17.7

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 69 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度(深刻度)の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
なし／自立／ I	人数	34	48	5	1	88
	割合(%)	38.6	54.5	5.7	1.1	100.0
II	人数	100	114	5	6	225
	割合(%)	44.4	50.7	2.2	2.7	100.0
III	人数	121	206	20	7	354
	割合(%)	34.2	58.2	5.6	2.0	100.0
IV/M	人数	69	142	13	4	228
	割合(%)	30.3	62.3	5.7	1.8	100.0
合計	人数	324	510	43	18	895
	割合(%)	36.2	57.0	4.8	2.0	100.0

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 70 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立／要支援1／要支援2／ 要介護1(n=243)	人数	54	22	48	10	130
	割合(%)	22.2	9.1	19.8	4.1	53.5
要介護2(n=194)	人数	86	35	70	2	39
	割合(%)	44.3	18.0	36.1	1.0	20.1
要介護3(n=504)	人数	276	90	160	21	79
	割合(%)	54.8	17.9	31.7	4.2	15.7
要介護4(n=617)	人数	355	147	133	15	95
	割合(%)	57.5	23.8	21.6	2.4	15.4
要介護5(n=407)	人数	254	87	83	10	46
	割合(%)	62.4	21.4	20.4	2.5	11.3
合計 (n=1,965)	人数	1,025	381	494	58	389
	割合(%)	52.2	19.4	25.1	3.0	19.8

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 71 入所系施設における被虐待高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立/J (n=54)	人数	25	6	17	3	8
	割合(%)	46.3	11.1	31.5	5.6	14.8
A (n=349)	人数	166	68	126	12	50
	割合(%)	47.6	19.5	36.1	3.4	14.3
B (n=659)	人数	350	160	167	15	139
	割合(%)	53.1	24.3	25.3	2.3	21.1
C (n=205)	人数	97	61	38	7	44
	割合(%)	47.3	29.8	18.5	3.4	21.5
合計 (n=1,267)	人数	638	295	348	37	241
	割合(%)	50.4	23.3	27.5	2.9	19.0

(注)「入所系施設」は、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。日常生活自立度(寝たきり度)が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 72 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別	虐待種別					
	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
介護保険施設 (n=1,008)	人数	562	239	271	22	169
	割合(%)	55.8	23.7	26.9	2.2	16.8
GH・小規模多機能 (n=335)	人数	182	86	114	7	24
	割合(%)	54.3	25.7	34.0	2.1	7.2
その他入所系 (n=801)	人数	395	115	147	29	204
	割合(%)	49.3	14.4	18.4	3.6	25.5
居宅系(n=127)	人数	40	36	25	5	27
	割合(%)	31.5	28.3	19.7	3.9	21.3
その他(n=64)	人数	19	45	11	0	0
	割合(%)	29.7	70.3	17.2	0.0	0.0
合計 (n=2,335)	人数	1,198	521	568	63	424
	割合(%)	51.3	22.3	24.3	2.7	18.2

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 72-2 施設種別ごとの虐待種別の関係 (詳細)

	被虐待 高齢者数	虐待種別					虐待に該当する 身体拘束	
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待		
特別養護老人ホーム	人数	704	333	170	198	20	168	85
	割合(%)	100.0	47.3	24.1	28.1	2.8	23.9	12.1
介護老人保健施設	人数	257	182	65	73	2	1	108
	割合(%)	100.0	70.8	25.3	28.4	0.8	0.4	42.0
介護療養型医療施設(介護医療院)	人数	47	47	4	0	0	0	45
	割合(%)	100.0	100.0	8.5	0.0	0.0	0.0	95.7
認知症対応型共同生活介護	人数	298	172	74	104	6	17	71
	割合(%)	100.0	57.7	24.8	34.9	2.0	5.7	23.8
有料老人ホーム	人数	633	357	100	121	24	104	235
	割合(%)	100.0	56.4	15.8	19.1	3.8	16.4	37.1
(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(397)	(265)	(69)	(69)	(17)	(25)	(192)
	割合(%)	(100.0)	(66.8)	(17.4)	(17.4)	(4.3)	(6.3)	(48.4)
(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(236)	(92)	(31)	(52)	(7)	(79)	(43)
	割合(%)	(100.0)	(39.0)	(13.1)	(22.0)	(3.0)	(33.5)	(18.2)
小規模多機能型居宅介護等	人数	37	10	12	10	1	7	5
	割合(%)	100.0	27.0	32.4	27.0	2.7	18.9	13.5
軽費老人ホーム	人数	6	0	1	1	0	4	0
	割合(%)	100.0	0.0	16.7	16.7	0.0	66.7	0.0
養護老人ホーム	人数	107	2	0	10	2	95	0
	割合(%)	100.0	1.9	0.0	9.3	1.9	88.8	0.0
短期入所施設	人数	55	36	14	15	3	1	17
	割合(%)	100.0	65.5	25.5	27.3	5.5	1.8	30.9
訪問介護等	人数	47	19	1	10	1	17	8
	割合(%)	100.0	40.4	2.1	21.3	2.1	36.2	17.0
通所介護等	人数	41	20	4	15	4	3	8
	割合(%)	100.0	48.8	9.8	36.6	9.8	7.3	19.5
居宅介護支援等	人数	39	1	31	0	0	7	0
	割合(%)	100.0	2.6	79.5	0.0	0.0	17.9	0.0
その他	人数	64	19	45	11	0	0	16
	割合(%)	100.0	29.7	70.3	17.2	0.0	0.0	25.0
合計	人数	2,335	1,198	521	568	63	424	598
	割合(%)	100.0	51.3	22.3	24.3	2.7	18.2	25.6

(注)施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(表 72-2 参考 1) 令和 4 年度 施設種別ごとの虐待種別の関係 (詳細)

		被虐待 高齢者数	虐待種別					虐待に該当す る身体拘束
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
特別養護老人ホーム	人数	441	283	109	126	14	8	74
	割合(%)	100.0	64.2	24.7	28.6	3.2	1.8	16.8
介護老人保健施設	人数	186	72	76	65	11	0	32
	割合(%)	100.0	38.7	40.9	34.9	5.9	0.0	17.2
介護療養型医療施設(介護医療院)	人数	6	6	0	3	0	0	0
	割合(%)	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
認知症対応型共同生活介護	人数	186	106	43	73	7	0	30
	割合(%)	100.0	57.0	23.1	39.2	3.8	0.0	16.1
有料老人ホーム	人数	356	225	50	119	6	15	135
	割合(%)	100.0	63.2	14.0	33.4	1.7	4.2	37.9
(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(153)	(101)	(16)	(45)	(4)	(9)	(61)
	割合(%)	(100.0)	(66.0)	(10.5)	(29.4)	(2.6)	(5.9)	(39.9)
(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(203)	(124)	(34)	(74)	(2)	(6)	(74)
	割合(%)	(100.0)	(61.1)	(16.7)	(36.5)	(1.0)	(3.0)	(36.5)
小規模多機能型居宅介護等	人数	21	14	4	8	1	1	5
	割合(%)	100.0	66.7	19.0	38.1	4.8	4.8	23.8
軽費老人ホーム	人数	3	2	0	1	0	0	1
	割合(%)	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3
養護老人ホーム	人数	31	12	3	22	2	1	0
	割合(%)	100.0	38.7	9.7	71.0	6.5	3.2	0.0
短期入所施設	人数	41	23	11	18	1	0	5
	割合(%)	100.0	56.1	26.8	43.9	2.4	0.0	12.2
訪問介護等	人数	45	13	15	12	3	15	9
	割合(%)	100.0	28.9	33.3	26.7	6.7	33.3	20.0
通所介護等	人数	43	30	2	8	2	4	12
	割合(%)	100.0	69.8	4.7	18.6	4.7	9.3	27.9
居宅介護支援等	人数	14	2	0	0	1	11	2
	割合(%)	100.0	14.3	0.0	0.0	7.1	78.6	14.3
その他	人数	33	22	13	9	1	0	12
	割合(%)	100.0	66.7	39.4	27.3	3.0	0.0	36.4
合計	人数	1,406	810	326	464	49	55	317
	割合(%)	100.0	57.6	23.2	33.0	3.5	3.9	22.5

(注)令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料)の表 70-2 を転載。

(表 72-2 参考 1 補遺 1) 令和 5 年度 - 4 年度間の増減 (表 72-2 と表 72-2 参考 1 の差)

		被虐待 高齢者数	虐待種別					虐待に該当す る身体拘束
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
特別養護老人ホーム	増減人数	263	50	61	72	6	160	11
介護老人保健施設	増減人数	71	110	▲ 11	8	▲ 9	1	76
介護療養型医療施設(介護医療院)	増減人数	41	41	4	▲ 3	0	0	45
認知症対応型共同生活介護	増減人数	112	66	31	31	▲ 1	17	41
有料老人ホーム	増減人数	277	132	50	2	18	89	100
(内数)住宅型有料老人ホーム	増減人数	(244)	(164)	(53)	(24)	(13)	(16)	(131)
(内数)介護付き有料老人ホーム	増減人数	(33)	(▲ 32)	(▲ 3)	(▲ 22)	(5)	(73)	(▲ 31)
小規模多機能型居宅介護等	増減人数	16	▲ 4	8	2	0	6	0
軽費老人ホーム	増減人数	3	▲ 2	1	0	0	4	▲ 1
養護老人ホーム	増減人数	76	▲ 10	▲ 3	▲ 12	0	94	0
短期入所施設	増減人数	14	13	3	▲ 3	2	1	12
訪問介護等	増減人数	2	6	▲ 14	▲ 2	▲ 2	2	▲ 1
通所介護等	増減人数	▲ 2	▲ 10	2	7	2	▲ 1	▲ 4
居宅介護支援等	増減人数	25	▲ 1	31	0	▲ 1	▲ 4	▲ 2
その他	増減人数	31	▲ 3	32	2	▲ 1	0	4
合計	増減人数	929	388	195	104	14	369	281

(表 72-2 参考 1 補遺 2)

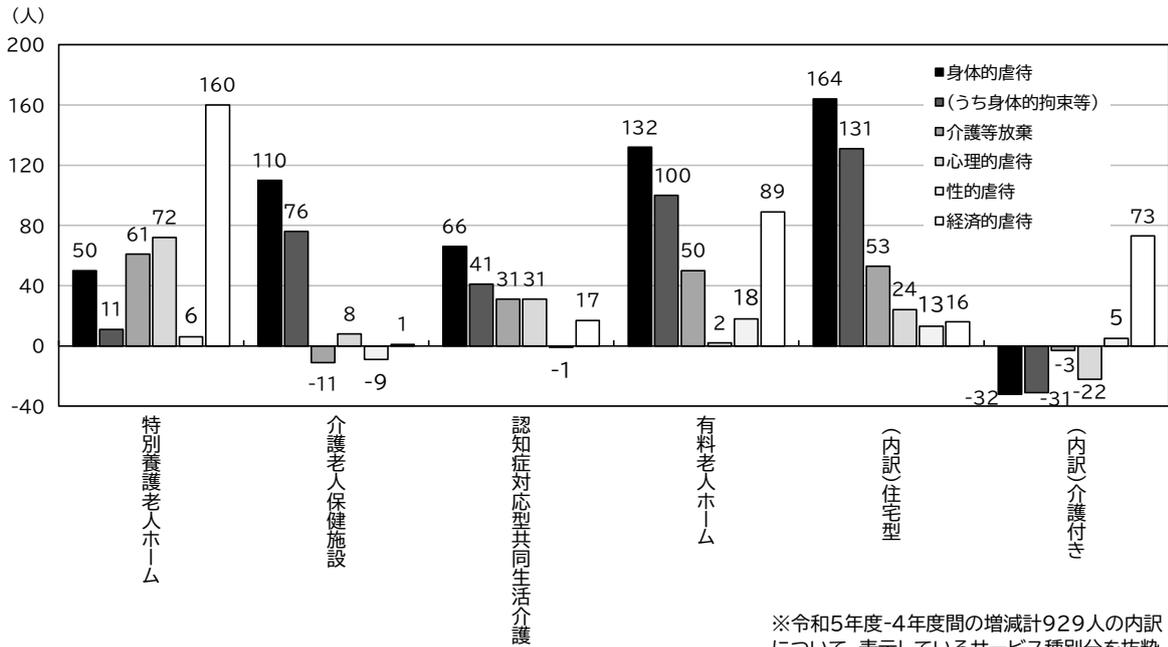
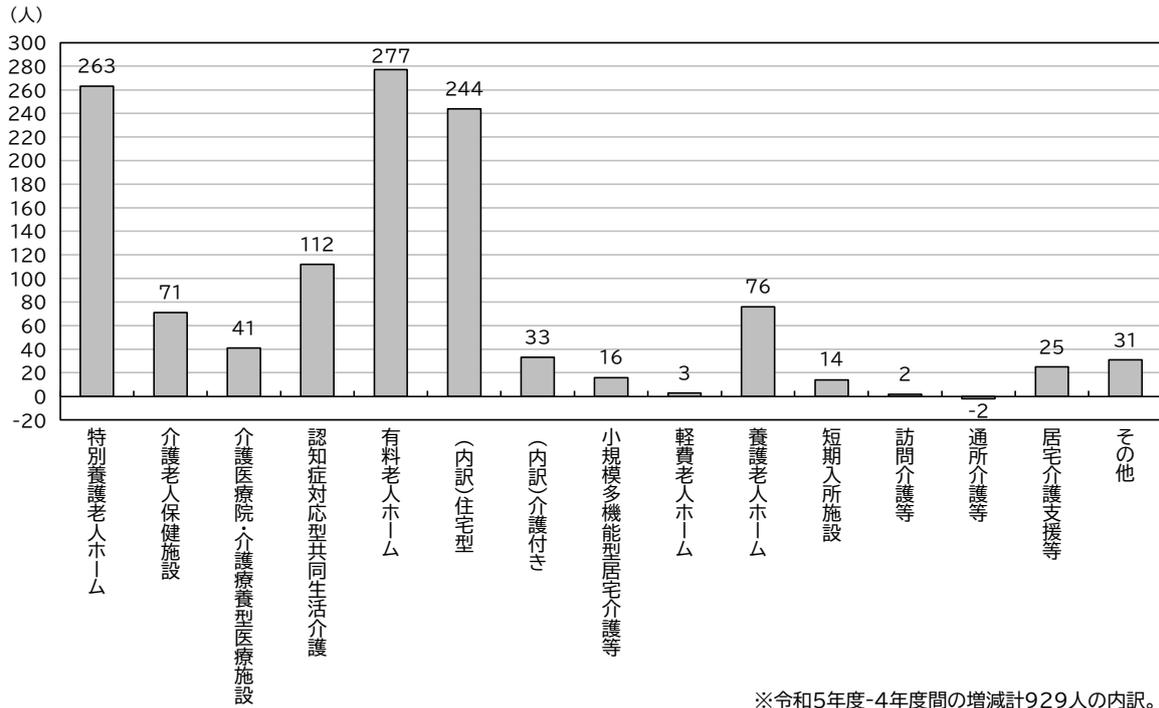


表 72-3 施設種別ごとの虐待種別の関係（詳細・虐待判断件数ごと）

		虐待判断 件数	虐待種別					虐待に該当す る身体拘束
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
特別養護老人ホーム	件数	326	232	60	123	14	4	53
	割合(%)	100.0	71.2	18.4	37.7	4.3	1.2	16.3
介護老人保健施設	件数	103	76	15	48	2	1	25
	割合(%)	100.0	73.8	14.6	46.6	1.9	1.0	24.3
介護療養型医療施設(介護医療院)	件数	5	5	1	0	0	0	3
	割合(%)	100.0	100.0	20.0	0.0	0.0	0.0	60.0
認知症対応型共同生活介護	件数	146	107	28	58	4	3	33
	割合(%)	100.0	73.3	19.2	39.7	2.7	2.1	22.6
有料老人ホーム	件数	301	191	64	92	18	20	99
	割合(%)	100.0	63.5	21.3	30.6	6.0	6.6	32.9
(内数)住宅型有料老人ホーム	件数	(179)	(122)	(37)	(51)	(12)	(11)	(69)
	割合(%)	(100.0)	(68.2)	(20.7)	(28.5)	(6.7)	(6.1)	(38.5)
(内数)介護付き有料老人ホーム	件数	(122)	(69)	(27)	(41)	(6)	(9)	(30)
	割合(%)	(100.0)	(56.6)	(22.1)	(33.6)	(4.9)	(7.4)	(24.6)
小規模多機能型居宅介護等	件数	24	10	5	10	1	3	5
	割合(%)	100.0	41.7	20.8	41.7	4.2	12.5	20.8
軽費老人ホーム	件数	5	0	1	1	0	3	0
	割合(%)	100.0	0.0	20.0	20.0	0.0	60.0	0.0
養護老人ホーム	件数	9	2	0	6	2	2	0
	割合(%)	100.0	22.2	0.0	66.7	22.2	22.2	0.0
短期入所施設	件数	42	29	9	11	3	1	11
	割合(%)	100.0	69.0	21.4	26.2	7.1	2.4	26.2
訪問介護等	件数	34	15	1	8	1	11	5
	割合(%)	100.0	44.1	2.9	23.5	2.9	32.4	14.7
通所介護等	件数	34	17	4	13	3	3	5
	割合(%)	100.0	50.0	11.8	38.2	8.8	8.8	14.7
居宅介護支援等	件数	9	1	1	0	0	7	0
	割合(%)	100.0	11.1	11.1	0.0	0.0	77.8	0.0
その他	件数	11	7	5	5	0	0	4
	割合(%)	100.0	63.6	45.5	45.5	0.0	0.0	36.4
合計	件数	1,049	692	194	375	48	58	243
	割合(%)	100.0	66.0	18.5	35.7	4.6	5.5	23.2

(注)虐待判断件数 1,123 件のうち、被虐待高齢者が特定できなかった 74 件を除く 1,049 件に対する集計。施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(表 72-3 参考 1) 令和 4 年度 施設種別ごとの虐待種別の関係 (詳細・虐待判断件数ごと)

		虐待判断 件数	虐待種別					虐待に該当する 身体拘束
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
特別養護老人ホーム	件数	262	201	36	85	12	4	40
	割合(%)	100.0	76.7	13.7	32.4	4.6	1.5	15.3
介護老人保健施設	件数	80	50	14	31	6	0	18
	割合(%)	100.0	62.5	17.5	38.8	7.5	0.0	22.5
介護療養型医療施設(介護医療院)	件数	5	5	0	2	0	0	0
	割合(%)	100.0	100.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0
認知症対応型共同生活介護	件数	96	64	22	32	7	0	18
	割合(%)	100.0	66.7	22.9	33.3	7.3	0.0	18.8
有料老人ホーム	件数	202	131	27	84	4	8	56
	割合(%)	100.0	64.9	13.4	41.6	2.0	4.0	27.7
(内数)住宅型有料老人ホーム	件数	(96)	(63)	(12)	(40)	(3)	(2)	(30)
	割合(%)	(100.0)	(65.6)	(12.5)	(41.7)	(3.1)	(2.1)	(31.3)
(内数)介護付き有料老人ホーム	件数	(106)	(68)	(15)	(44)	(1)	(6)	(26)
	割合(%)	(100.0)	(64.2)	(14.2)	(41.5)	(0.9)	(5.7)	(24.5)
小規模多機能型居宅介護等	件数	20	13	3	8	1	1	4
	割合(%)	100.0	65.0	15.0	40.0	5.0	5.0	20.0
軽費老人ホーム	件数	3	2	0	1	0	0	1
	割合(%)	100.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3
養護老人ホーム	件数	13	4	3	10	2	1	0
	割合(%)	100.0	30.8	23.1	76.9	15.4	7.7	0.0
短期入所施設	件数	36	22	9	16	1	0	5
	割合(%)	100.0	61.1	25.0	44.4	2.8	0.0	13.9
訪問介護等	件数	27	7	6	8	3	8	4
	割合(%)	100.0	25.9	22.2	29.6	11.1	29.6	14.8
通所介護等	件数	29	19	2	7	2	3	10
	割合(%)	100.0	65.5	6.9	24.1	6.9	10.3	34.5
居宅介護支援等	件数	6	2	0	0	1	3	2
	割合(%)	100.0	33.3	0.0	0.0	16.7	50.0	33.3
その他	件数	17	14	5	8	1	0	6
	割合(%)	100.0	82.4	29.4	47.1	5.9	0.0	35.3
合計	件数	796	534	127	292	40	28	164
	割合(%)	100.0	67.1	16.0	36.7	5.0	3.5	20.6

(注)虐待判断件数856件のうち被虐待高齢者が特定できなかった60件を除く796件に対する集計を、表72-3と同様に実施。

(表 72-3 参考 1 補遺 1) 令和 5 年度 - 4 年度間の増減 (表 72-3 と表 72-3 参考 1 の差)

		虐待判断 件数	虐待種別					虐待に該当する 身体拘束
			身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待	
特別養護老人ホーム	増減件数	64	31	24	38	2	0	13
介護老人保健施設	増減件数	23	26	1	17	▲4	1	7
介護療養型医療施設(介護医療院)	増減件数	0	0	1	▲2	0	0	3
認知症対応型共同生活介護	増減件数	50	43	6	26	▲3	3	15
有料老人ホーム	増減件数	99	60	37	8	14	12	43
	(内数)住宅型有料老人ホーム	増減件数	(83)	(59)	(25)	(11)	(9)	(39)
(内数)介護付き有料老人ホーム	増減件数	(16)	(1)	(12)	(▲3)	(5)	(3)	(4)
小規模多機能型居宅介護等	増減件数	4	▲3	2	2	0	2	1
軽費老人ホーム	増減件数	2	▲2	1	0	0	3	▲1
養護老人ホーム	増減件数	▲4	▲2	▲3	▲4	0	1	0
短期入所施設	増減件数	6	7	0	▲5	2	1	6
訪問介護等	増減件数	7	8	▲5	0	▲2	3	1
通所介護等	増減件数	5	▲2	2	6	1	0	▲5
居宅介護支援等	増減件数	3	▲1	1	0	▲1	4	▲2
その他	増減件数	▲6	▲7	0	▲3	▲1	0	▲2
合計	増減件数	253	158	67	83	8	30	79

(表 72-3 参考 1 補遺 2)

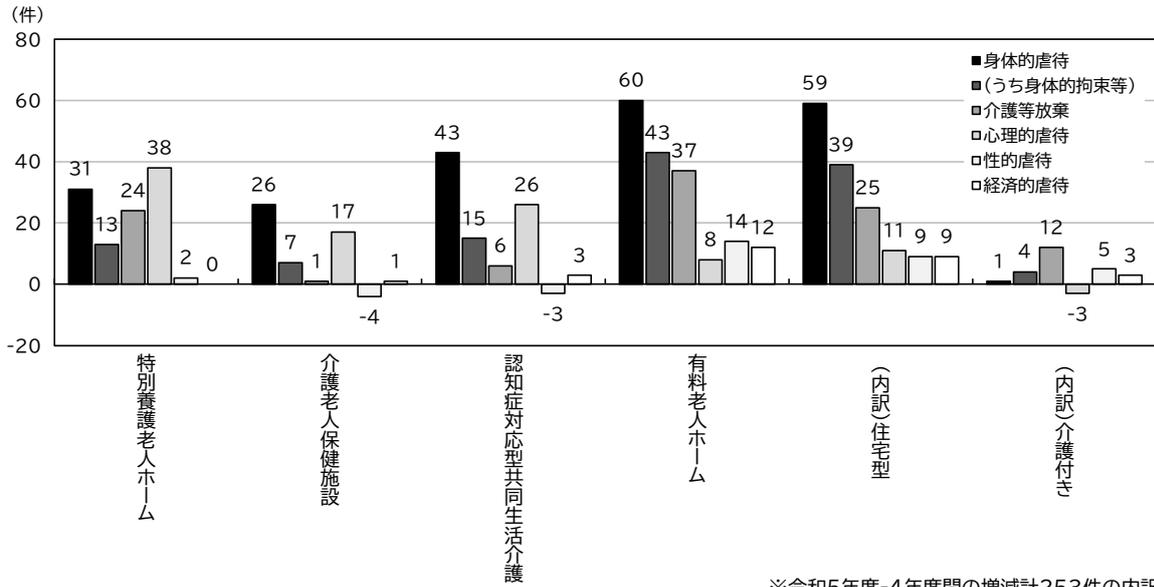
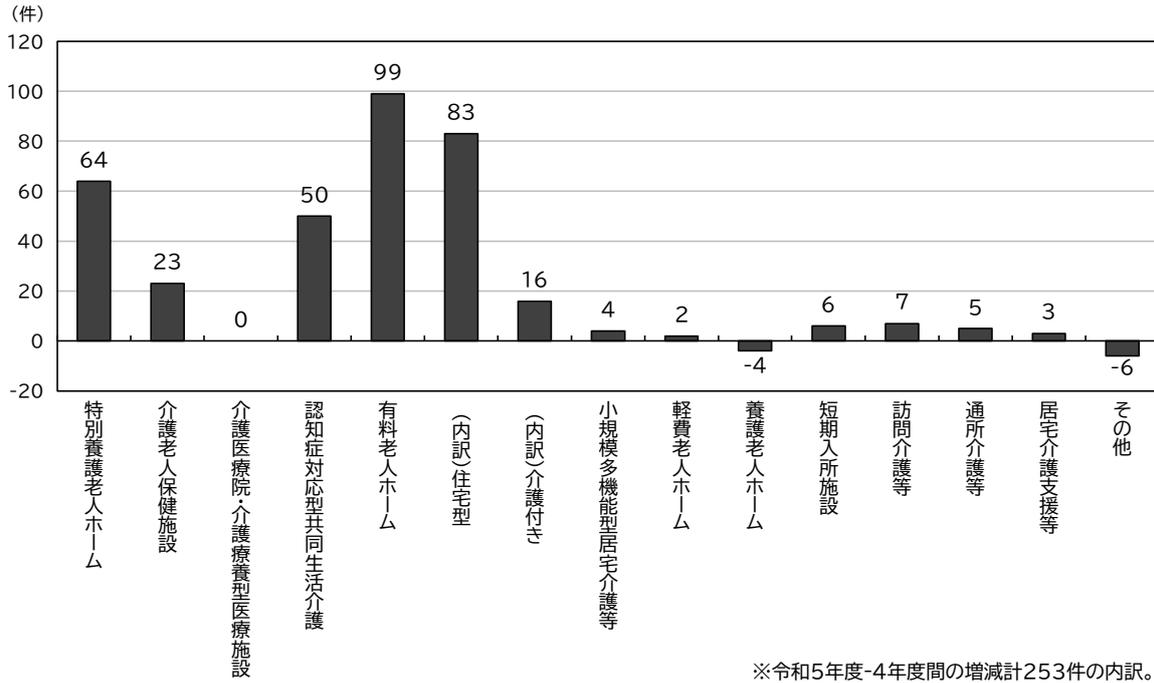


表 73 施設種別ごとの虐待の程度（深刻度）

施設種別	虐待の程度(深刻度)				合計	
	1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)		
介護保険施設	人数	210	366	19	23	618
	割合(%)	34.0	59.2	3.1	3.7	100.0
GH・小規模多機能	人数	48	101	19	7	175
	割合(%)	27.4	57.7	10.9	4.0	100.0
その他入所系	人数	168	318	25	6	517
	割合(%)	32.5	61.5	4.8	1.2	100.0
居宅系	人数	29	49	4	2	84
	割合(%)	34.5	58.3	4.8	2.4	100.0
その他	人数	3	1	0	0	4
	割合(%)	75.0	25.0	0.0	0.0	100.0
合計	人数	458	835	67	38	1,398
	割合(%)	32.8	59.7	4.8	2.7	100.0

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。

表 74 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

	男性	女性	不明	合計	
本調査での虐待者	人数	736	601	14	1,351
	割合(%)	54.5	44.5	1.0	100.0
介護従事者	人数	4,769	15,306	624	20,699
	割合(%)	23.0	73.9	3.0	100.0

(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『令和5年度介護労働実態調査(介護労働者の就業実態と就業意識調査)』による。

表 75 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	人数	95	134	134	169	532
	割合(%)	17.9	25.2	25.2	31.8	100.0
女性	人数	42	50	72	240	404
	割合(%)	10.4	12.4	17.8	59.4	100.0
合計	人数	137	184	206	409	936
	割合(%)	14.6	19.7	22.0	43.7	100.0

(注)年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	割合(%)	10.4	28.5	33.9	27.2	100.0
女性	割合(%)	5.2	14.1	27.4	53.2	100.0

(資料)介護労働安定センター『令和5年度介護労働実態調査(介護労働者の就業実態と就業意識調査)』年齢、性別は「不明」を除く。

表 76 施設種別にみた虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、施設長、経営者等割合 (%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他 不明		
特別養護老人ホーム	514	461	16	5	9	0	23	89.7	2.7
介護老人保健施設	132	99	28	2	2	0	1	75.0	3.0
介護療養型医療施設・介護医療院	3	1	1	1	0	0	0	33.3	33.3
認知症対応型共同生活介護	188	163	2	12	5	3	3	86.7	10.6
有料老人ホーム	302	235	19	10	21	11	6	77.8	13.9
(内数)住宅型有料老人ホーム	(163)	(114)	(9)	(8)	(18)	(9)	(5)	(69.9)	(21.5)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(139)	(121)	(10)	(2)	(3)	(2)	(1)	(87.1)	(5.0)
小規模多機能型居宅介護等	23	20	0	2	1	0	0	87.0	13.0
軽費老人ホーム	5	5	0	0	0	0	0	100.0	0.0
養護老人ホーム	17	11	0	0	4	0	2	64.7	23.5
短期入所施設	71	62	0	3	2	0	4	87.3	7.0
訪問介護等	33	26	3	1	0	1	2	78.8	6.1
通所介護等	35	20	5	7	0	2	1	57.1	25.7
居宅介護支援等	10	1	0	1	2	0	6	10.0	30.0
その他	18	15	2	1	0	0	0	83.3	5.6
合計	1,351	1,119	76	45	46	17	48	82.8	8.0

(注)施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 77 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=820)	人数	558	89	398	1	118
	割合(%)	68.0	10.9	48.5	0.1	14.4
要支援2 (n=976)	人数	669	107	498	2	125
	割合(%)	68.5	11.0	51.0	0.2	12.8
要介護1 (n=3,166)	人数	2,069	590	1,245	12	471
	割合(%)	65.4	18.6	39.3	0.4	14.9
要介護2 (n=2,705)	人数	1,770	578	995	5	409
	割合(%)	65.4	21.4	36.8	0.2	15.1
要介護3 (n=2,312)	人数	1,464	590	761	7	390
	割合(%)	63.3	25.5	32.9	0.3	16.9
要介護4 (n=1,623)	人数	938	460	468	6	370
	割合(%)	57.8	28.3	28.8	0.4	22.8
要介護5 (n=913)	人数	499	304	185	3	226
	割合(%)	54.7	33.3	20.3	0.3	24.8
合計 (N=12,515)	人数	7,967	2,718	4,550	36	2,109
	割合(%)	63.7	21.7	36.4	0.3	16.9

(注)要支援・要介護認定者から要介護度不明の23人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 78 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
要支援1	人数	239	226	81	31	577
	割合(%)	41.4	39.2	14.0	5.4	100.0
要支援2	人数	303	276	95	31	705
	割合(%)	43.0	39.1	13.5	4.4	100.0
要介護1	人数	968	906	324	120	2,318
	割合(%)	41.8	39.1	14.0	5.2	100.0
要介護2	人数	811	787	282	104	1,984
	割合(%)	40.9	39.7	14.2	5.2	100.0
要介護3	人数	629	664	288	80	1,661
	割合(%)	37.9	40.0	17.3	4.8	100.0
要介護4	人数	402	482	225	78	1,187
	割合(%)	33.9	40.6	19.0	6.6	100.0
要介護5	人数	224	238	151	57	670
	割合(%)	33.4	35.5	22.5	8.5	100.0
合計	人数	3,576	3,579	1,446	501	9,102
	割合(%)	39.3	39.3	15.9	5.5	100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要支援・要介護認定者から要介護度不明の15人を除く。

表 79 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=4,899)	人数	3,370	671	2,115	30	656
	割合(%)	68.8	13.7	43.2	0.6	13.4
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I (n=3,069)	人数	2,032	454	1,471	14	472
	割合(%)	66.2	14.8	47.9	0.5	15.4
認知症自立度 II (n=4,602)	人数	2,968	947	1,704	11	756
	割合(%)	64.5	20.6	37.0	0.2	16.4
認知症自立度 III以上(n=4,162)	人数	2,564	1,147	1,146	8	728
	割合(%)	61.6	27.6	27.5	0.2	17.5
合計 (N=16,732)	人数	10,934	3,219	6,436	63	2,612
	割合(%)	65.3	19.2	38.5	0.4	15.6

(注)介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 80 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
介護保険未申請・申請中・自立	人数	1,461	1,164	575	281	3,481
	割合(%)	42.0	33.4	16.5	8.1	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度 I	人数	900	844	302	140	2,186
	割合(%)	41.2	38.6	13.8	6.4	100.0
認知症自立度 II	人数	1,378	1,370	515	144	3,407
	割合(%)	40.4	40.2	15.1	4.2	100.0
認知症自立度 III以上	人数	1,157	1,184	552	188	3,081
	割合(%)	37.6	38.4	17.9	6.1	100.0
合計	人数	4,896	4,562	1,944	753	12,155
	割合(%)	40.3	37.5	16.0	6.2	100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

表 81 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=545)	人数	399	65	231	4	77
	割合(%)	73.2	11.9	42.4	0.7	14.1
J (n=2,565)	人数	1,753	390	1,105	6	357
	割合(%)	68.3	15.2	43.1	0.2	13.9
A (n=5,227)	人数	3,449	1,053	2,019	10	777
	割合(%)	66.0	20.1	38.6	0.2	14.9
B (n=2,609)	人数	1,550	689	800	12	533
	割合(%)	59.4	26.4	30.7	0.5	20.4
C (n=917)	人数	434	372	176	2	229
	割合(%)	47.3	40.6	19.2	0.2	25.0
合計 (N=11,863)	人数	7,585	2,569	4,331	34	1,973
	割合(%)	63.9	21.7	36.5	0.3	16.6

(注)介護保険申請状況、日常生活自立度(寝たきり度)が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 82 被虐待高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）と虐待の程度（深刻度）の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
自立	人数	163	136	58	28	385
	割合(%)	42.3	35.3	15.1	7.3	100.0
J	人数	821	740	234	91	1,886
	割合(%)	43.5	39.2	12.4	4.8	100.0
A	人数	1,550	1,535	569	173	3,827
	割合(%)	40.5	40.1	14.9	4.5	100.0
B	人数	708	763	332	116	1,919
	割合(%)	36.9	39.8	17.3	6.0	100.0
C	人数	186	236	175	65	662
	割合(%)	28.1	35.6	26.4	9.8	100.0
合計	人数	3,428	3,410	1,368	473	8,679
	割合(%)	39.5	39.3	15.8	5.4	100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、介護保険申請状況、日常生活自立度(寝たきり度)が不明のケースを除く。

表 83 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

		介護専門支援	介護保険事業所職員	医療従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他
介護保険サービスを受けている (n=10,307)	人数	5,841	1,299	355	261	109	262	504	154	443	936	781
	割合(%)	56.7	12.6	3.4	2.5	1.1	2.5	4.9	1.5	4.3	9.1	7.6
過去に受けていたが判断時点では受けていない (n=503)	人数	147	21	73	22	9	29	48	17	38	88	58
	割合(%)	29.2	4.2	14.5	4.4	1.8	5.8	9.5	3.4	7.6	17.5	11.5
過去も含めて受けていない (n=1,656)	人数	217	58	208	85	46	158	256	78	113	349	201
	割合(%)	13.1	3.5	12.6	5.1	2.8	9.5	15.5	4.7	6.8	21.1	12.1
合計 (n=12,466)	人数	6,205	1,378	636	368	164	449	808	249	594	1,373	1,040
	割合(%)	49.8	11.1	5.1	3.0	1.3	3.6	6.5	2.0	4.8	11.0	8.3

(注)要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。相談・通報者は複数回答形式で集計。

表 84 被虐待高齢者の介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

		被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	その他	総計
		介護保険サービスを受けている	人数 割合(%)	2,460 23.9	5,790 56.2	223 2.2	1,616 15.7
過去に受けていたが判断時点では受けていない	人数 割合(%)	153 30.4	192 38.2	8 1.6	135 26.8	15 3.0	503 100.0
過去も含めて受けていない	人数 割合(%)	462 27.9	808 48.8	26 1.6	317 19.1	43 2.6	1,656 100.0
合計	人数 割合(%)	3,075 24.7	6,790 54.5	257 2.1	2,068 16.6	276 2.2	12,466 100.0

(注)要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 85 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係

介護保険サービスの利用		虐待の程度(深刻度)				合計
		1(軽度)	2(中度)	3(重度)	4(最重度)	
介護保険サービスを受けている	人数 割合(%)	3,061 40.6	2,969 39.4	1,146 15.2	363 4.8	7,539 100.0
過去に受けていたが判断時点では受けていない	人数 割合(%)	99 27.2	151 41.5	72 19.8	42 11.5	364 100.0
過去も含めて受けていない	人数 割合(%)	406 34.9	443 38.1	221 19.0	94 8.1	1,164 100.0
合計	人数 割合(%)	3,566 39.3	3,563 39.3	1,439 15.9	499 5.5	9,067 100.0

(注)虐待の程度(深刻度)に回答があったもののうち、要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 86 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄		同居・別居の関係					合計
		虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	
夫	人数 割合(%)	3,023 74.6	954 23.6	62 1.5	10 0.2	1 0.0	4,050 100.0
妻	人数 割合(%)	888 69.5	363 28.4	23 1.8	4 0.3	0 0.0	1,278 100.0
息子	人数 割合(%)	3,295 50.3	2,196 33.5	1,003 15.3	49 0.7	6 0.1	6,549 100.0
娘	人数 割合(%)	1,282 41.7	1,171 38.1	582 18.9	35 1.1	2 0.1	3,072 100.0
息子の配偶者(嫁)	人数 割合(%)	9 3.5	211 82.1	34 13.2	3 1.2	0 0.0	257 100.0
娘の配偶者(婿)	人数 割合(%)	9 7.0	105 82.0	14 10.9	0 0.0	0 0.0	128 100.0
兄弟姉妹	人数 割合(%)	182 49.6	68 18.5	115 31.3	2 0.5	0 0.0	367 100.0
孫	人数 割合(%)	71 19.9	206 57.9	69 19.4	9 2.5	1 0.3	356 100.0
その他	人数 割合(%)	238 40.8	118 20.2	198 34.0	27 4.6	2 0.3	583 100.0
不明	人数 割合(%)	0 0.0	0 0.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	6 100.0
複数虐待者	人数 割合(%)	273 33.7	356 44.0	125 15.5	54 6.7	1 0.1	809 100.0
合計	人数 割合(%)	9,270 53.1	5,748 32.9	2,229 12.8	194 1.1	14 0.1	17,455 100.0

(注)虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

表 87 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄		虐待者の年齢					
		40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
夫	人数	2	1	13	28	161	649
	割合(%)	0.0	0.0	0.3	0.7	3.9	15.5
妻	人数	1	18	50	67	141	271
	割合(%)	0.1	1.3	3.6	4.8	10.2	19.6
息子	人数	422	1,456	3,086	1,039	501	194
	割合(%)	5.9	20.5	43.5	14.6	7.1	2.7
娘	人数	168	756	1,507	472	195	74
	割合(%)	4.9	21.9	43.6	13.6	5.6	2.1
その他	人数	455	224	323	162	199	255
	割合(%)	20.6	10.1	14.6	7.3	9.0	11.5
合計	人数	1,048	2,455	4,979	1,768	1,197	1,443
	割合(%)	5.7	13.4	27.2	9.6	6.5	7.9

虐待者続柄		虐待者の年齢					合計
		75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明	
夫	人数	1,012	1,259	757	240	56	4,178
	割合(%)	24.2	30.1	18.1	5.7	1.3	100.0
妻	人数	329	330	141	18	20	1,386
	割合(%)	23.7	23.8	10.2	1.3	1.4	100.0
息子	人数	32	4	0	0	366	7,100
	割合(%)	0.5	0.1	0.0	0.0	5.2	100.0
娘	人数	16	1	0	0	270	3,459
	割合(%)	0.5	0.0	0.0	0.0	7.8	100.0
その他	人数	178	114	47	19	236	2,212
	割合(%)	8.0	5.2	2.1	0.9	10.7	100.0
合計	人数	1,567	1,708	945	277	948	18,335
	割合(%)	8.5	9.3	5.2	1.5	5.2	100.0

表 88 市町村の体制整備取組状況と養護者による高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数

体制整備 取組数	市区町村数	高齢者人口10万人あたり	
		相談通報件数 平均値	虐待判断件数 平均値
0	5	0.0	0.0
1	14	1.8	1.8
2	10	29.9	13.0
3	16	32.4	16.1
4	22	44.6	18.4
5	34	31.4	16.2
6	43	71.0	38.6
7	48	53.5	26.3
8	74	63.9	38.3
9	93	54.1	20.3
10	97	63.4	32.6
11	114	76.5	30.8
12	118	90.7	41.7
13	141	88.3	40.9
14	183	85.1	39.5
15	167	92.9	39.8
16	160	93.0	38.7
17	198	107.6	50.9
18	204	116.9	55.2